

1. 人口構造及び世帯と年金

(1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで高齢化が進行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成24年の平均寿命（厚生労働省：平成24年簡易生命表による）は、前年を上回り、男79.94年（前年比0.50年増）、女86.41年（同0.51年増）であり、世界でも高い水準となっている。また、65歳の平均余命は、男18.89年（前年比0.20年増）、女23.82年（同0.16年増）である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和46～49年の第二次ベビーブームには毎年200万人を超えていたが、昭和49年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。平成24年の出生数は104万人と前年に比べて1万人減少し、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は1.41（前年比0.02増）となっている。

年齢別人口（総務省統計局：人口推計月報による）をみると、平成25年4月1日現在で65歳以上人口が3,140万人と総人口の24.7%を占めており、年々増加している。将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成24年1月推計、出生中位（死亡中位）推計）では、65歳以上人口の割合は平成25（2013）年には25%台に達し、日本の総人口の4人に1人が65歳以上人口となる。65歳以上人口は、平成54（2042）年のおおよそ3,878万人をピークに減少を始めるが、65歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて平成54（2042）年以降も上昇を続け、平成72（2060）年には39.9%の水準に達する。すなわち5人に2人が65歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては低出生率、平均寿命の着実な伸びを受けて、若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

(2) 世帯と年金

平成24年国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）によると、年金受給者の有無不詳の世帯を除いたものでみて、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,430万世帯と、全世帯4,817万世帯の50.4%を占めている。同様に、65歳以上の者のいる世帯2,093万世帯のうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,017万1千世帯となっており、65歳以上の者のいる世帯の96.4%に達している。

高齢者世帯の平均所得金額304万円の所得の種類別の構成割合は、公的年金・恩給が69.1%、稼働所得が19.5%、財産所得が5.8%となっており、公的年金・恩給が7割近くを占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が100%の世帯（すなわち、所得のすべてが公的年金・恩給である世帯）は56.8%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える。

2. 年金保険（総括）

(1) 年金制度の概況

平成24年度末の国民年金制度の被保険者総数は6,617万人、老齢基礎年金等受給権者数は2,970万人となっており、公的年金制度全体での年金扶養比率は2.23となっている。

また、被用者年金制度の状況についてみると、被用者年金制度の加入者（適用者）総数は3,912万人、老齢（退職）年金受給権者数は1,805万人となっており、年金扶養比率は2.17となっている（表1）。

表1 公的年金制度一覧（平成24年度末）

○国民年金制度										（平成24年度末現在）
区 分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]		積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成25年9月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
第1号被保険者	万人 1,864	万人 2,970	2.23	万円 5.8	兆円 4.2	兆円 7.3	兆円 [8.1]	3.9 [3.9]	円 15,040	65歳
第2号被保険者	3,793				—	—	—	—	—	
第3号被保険者	960				—	—	—	—	—	
合 計	6,617									
（参考）公的年金加入者合計										6,736

- （注）1. 上記には、老齢福祉年金（受給者数0.2万人）を含まない。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢（退職）年金の受給権者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。なお、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.5万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除し基礎年金勘定への繰入を加えた額である。
 6. 積立金[時価ベース]には、一部、簿価で評価されたものを含む。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度										（平成24年度末現在）
区 分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]		積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成25年9月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成25年度)
厚生年金保険	万人 3,472	万人 1,523	2.28	万円 16.0	兆円 36.9	兆円 105.0	兆円 [117.9]	3.8 [3.9]	% 17.120	報酬比例部分 一般男子・共済女子 61歳 厚年女子 60歳
国家公務員共済組合	106	71	1.50	21.1	2.1	7.6	[7.7]	5.1 [5.1]	16.570	坑内員・船員 60歳
地方公務員共済組合	284	199	1.43	21.9	5.7	36.8	[38.5]	9.1 [8.8]	16.570	定額部分 一般男子・共済女子 65歳 厚年女子 63歳
私立学校教職員共済	50	12	4.00	20.7	0.5	3.4	[3.6]	7.7 [7.7]	13.646	坑内員・船員 60歳
合 計	3,912	1,805	2.17	16.8	45.3	152.8	[167.7]	4.5 [4.6]		

- （注）1. 厚生年金保険の老齢（退職）年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢（退職）年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。（厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。）
 3. 老齢（退職）年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給（減額退職年金を含む）を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除し基礎年金拠出金を加えた額である。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、17.440%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 積立金[時価ベース]には、一部、簿価で評価されたものを含む。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である。（前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。）

(2) 加入者数

平成24年度末の公的年金制度の加入者総数は6,736万人であり、総人口1億2,735万人の52.9%を占めている。また、制度別にみると国民年金第1号被保険者数1,864万人（対前年度末41万人減）、厚生年金保険被保険者数3,472万人（同20万人増）、共済組合の組合員数及び加入者数440万人（同1万人減）、国民年金第3号被保険者数960万人（同18万人減）となっている（表2、図1）。

表2 公的年金 加入者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

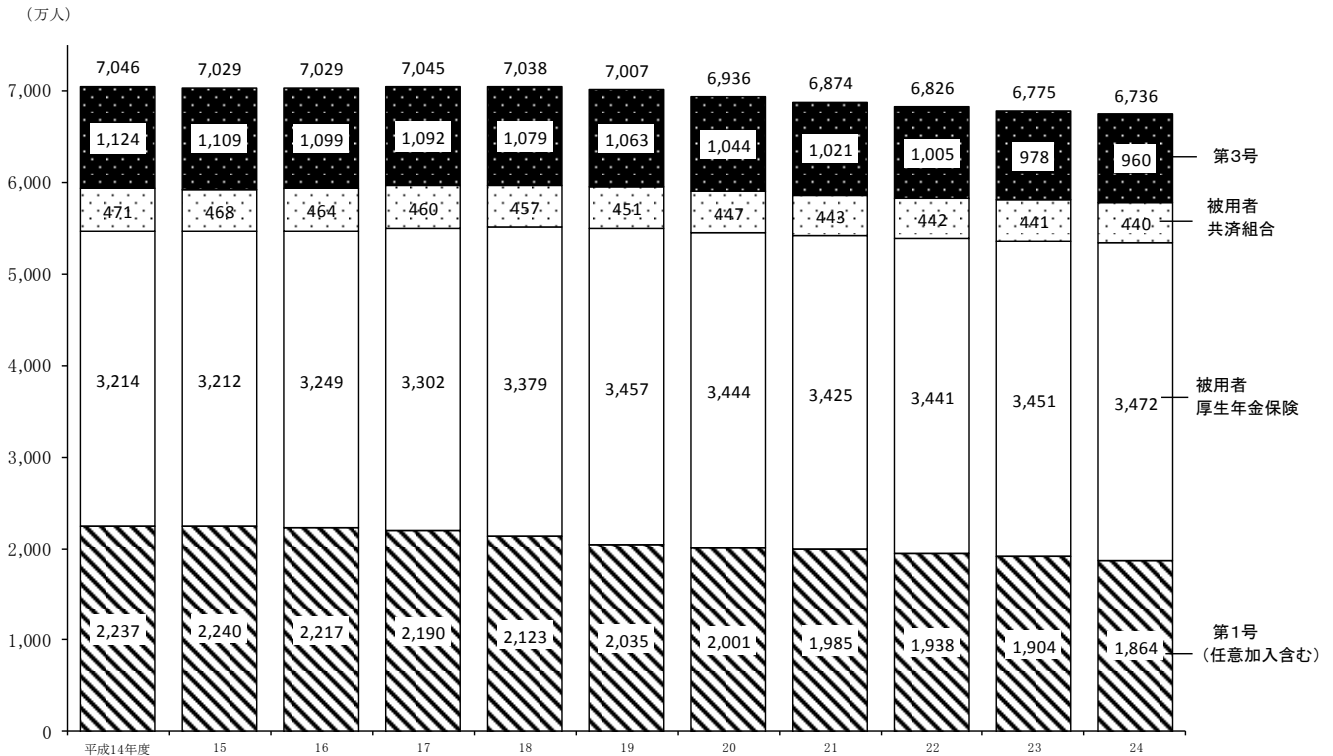
年度	加入者総数	国民年金 第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		国民年金 第3号被保険者	総人口	加入者総数 / 総人口
			厚生年金保険	共済組合			
平成14年度	70,460	22,368	32,144	4,712	11,236	127,560	55.2
15	70,292	22,400	32,121	4,677	11,094	127,650	55.1
16	70,293	22,170	32,491	4,639	10,993	127,678	55.1
17	70,447	21,903	33,022	4,599	10,922	127,723	55.2
18	70,383	21,230	33,794	4,569	10,789	127,747	55.1
19	70,066	20,354	34,570	4,514	10,628	127,687	54.9
20	69,358	20,007	34,445	4,471	10,436	127,566	54.4
21	68,738	19,851	34,248	4,429	10,209	127,445	53.9
22	68,258	19,382	34,411	4,418	10,046	127,706	53.4
23	67,747	19,044	34,515	4,410	9,778	127,567	53.1
24	67,356	18,637	34,717	4,399	9,602	127,354	52.9

注1. 総人口は翌年度4月1日現在の推計人口（総務省統計局）である。

注2. 第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注3. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。

図1 公的年金 加入者数の推移



(3) 受給者数

平成24年度末における公的年金の受給者数は、延人数で6,622万人であり、前年度末に比べて238万人の増加となっている。厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は4,699万人であり、前年度末に比べて80万人の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実年金受給者数は、3,942万人（他の公的年金の受給権を持たない老齢福祉年金受給権者を含む）となっており、前年度末に比べて76万人増加している（表3、図2）。

表3 公的年金 受給者数の推移

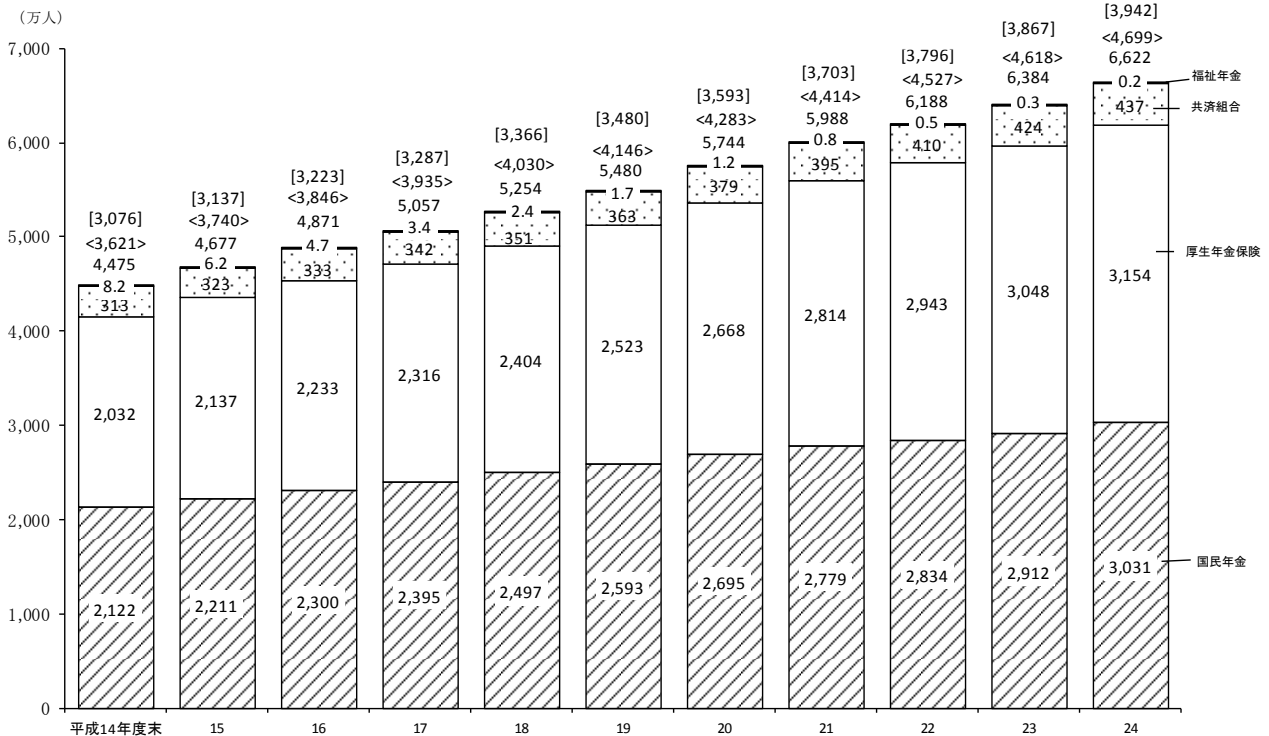
（年度末現在、単位：千人）

年度	総数			国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成14年度	44,748	<36,210>	[30,763]	21,222	20,315	3,130	82
15	46,771	<37,396>	[31,368]	22,111	21,369	3,229	62
16	48,710	<38,460>	[32,232]	22,997	22,334	3,333	47
17	50,566	<39,347>	[32,867]	23,954	23,156	3,421	34
18	52,542	<40,298>	[33,662]	24,968	24,043	3,506	24
19	54,797	<41,464>	[34,796]	25,925	25,226	3,628	17
20	57,435	<42,825>	[35,934]	26,949	26,684	3,790	12
21	59,883	<44,135>	[37,032]	27,787	28,141	3,948	8
22	61,882	<45,269>	[37,962]	28,343	29,433	4,101	5
23	63,841	<46,184>	[38,667]	29,122	30,479	4,237	3
24	66,216	<46,987>	[39,424]	30,305	31,535	4,373	2

注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. []内は重複のない実受給者数である。

図2 公的年金 受給者数の推移



注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. []内は重複のない実受給者数である。

平成24年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金が4,449万人と最も多く、次いで通算老齢年金が1,342万人、遺族年金が606万人、障害年金が220万人、通算遺族年金が5万人となっている（表4）。

表4 公的年金 制度別受給者数（平成24年度末）

（単位：千人）

	総 数	老 齢 給 付		障 害 年 金	遺 族 給 付	
		老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金		遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金
厚 生 年 金 保 険 計	31,535	14,246	11,869	390	4,987	43
旧 法 厚 生 年 金 保 険	2,156	876	712	52	474	41
新 法 厚 生 年 金 保 険	28,763	13,000	11,060	332	4,371	・
（再掲）基礎あり	18,967	10,168	8,498	220	81	・
旧 法 船 員 保 険	43	20	4	2	17	1
旧 共 済 組 合	574	350	92	4	126	1
（再掲）基礎あり	261	180	79	2	0	・
国 民 年 金 計	30,305	27,527	893	1,773	113	・
旧 法 抛 出 制	2,395	1,412	893	72	18	・
新 法 基 礎 年 金	27,911	26,115	・	1,701	95	・
（再掲）基礎のみ	8,078	6,592	・	1,459	28	・
福 祉 年 金	2	2	・	・	・	・
共 済 組 合	4,373	2,718	654	38	960	2
合 計	66,216 (46,987)	44,494 (34,146)	13,416 (4,839)	2,201 (1,979)	6,060 (5,978)	45 (45)

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。
 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 3. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
 4. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
 5. 障害年金及び遺族給付には、公務上・職務上を含む。
 6. 共済組合の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
 7. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法抛出制に計上している。

平成24年度末における老齢年金受給者数の推移を制度別にみると、前年度末に比べて、国民年金が125万人（4.9%）、厚生年金保険が41万人（3.1%）、共済組合が7万人（2.5%）の増加に対し、福祉年金は1千人（38.8%）の減少となっている（表5）。

表5 公的年金 老齢年金受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	総 数	国 民 年 金			厚 生 年 金 保 険			共 済 組 合	福 祉 年 金
		旧法抛出制	基礎年金	厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済組合				
平成14年度	29,695 (24,965)	17,956	3,725	14,231	9,571	9,036	535	2,087	82
15	31,165 (25,970)	18,890	3,472	15,418	10,074	9,556	518	2,139	62
16	32,550 (26,873)	19,820	3,225	16,595	10,490	9,989	501	2,193	47
17	33,952 (27,744)	20,832	2,972	17,860	10,852	10,368	483	2,234	34
18	35,392 (28,590)	21,864	2,736	19,128	11,234	10,768	466	2,271	24
19	36,949 (29,539)	22,872	2,502	20,370	11,725	11,277	448	2,335	17
20	38,649 (30,607)	23,928	2,272	21,657	12,287	11,858	429	2,422	12
21	40,220 (31,630)	24,812	2,060	22,751	12,893	12,482	411	2,507	8
22	41,413 (32,404)	25,424	1,832	23,592	13,399	13,008	391	2,584	5
23	42,760 (33,210)	26,273	1,615	24,658	13,831	13,461	371	2,653	3
24	44,494 (34,146)	27,527	1,412	26,115	14,246	13,896	350	2,718	2

注. 〈 〉内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

(4) 年金額

平成24年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金が42兆円と年金総額の約8割を占めて最も多く、次いで遺族年金が6兆6千億円、通算老齢年金が2兆8千億円、障害年金が1兆9千億円となっている（表6）。

表6 公的年金 制度別受給者年金総額（平成24年度末）

（単位：億円）

	総 数	老 齢 給 付		障 害 年 金	遺 族 給 付	
		老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金		遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金
厚 生 年 金 保 険 計	263,902	185,469	23,919	2,996	51,405	113
厚生年金基金代行分除く	246,937	169,656	22,768	2,996	51,405	113
旧 法 厚 生 年 金 保 険	23,921	15,487	2,759	620	4,946	108
厚生年金基金代行分除く	23,644	15,257	2,712	620	4,946	108
新 法 厚 生 年 金 保 険	231,067	163,189	20,905	2,296	44,678	・
（別掲）基礎年金	130,930	71,966	56,253	1,898	813	・
厚生年金基金代行分除く	214,379	147,606	19,800	2,296	44,678	・
旧 法 船 員 保 険	891	581	13	33	262	2
旧 共 済 組 合	8,023	6,212	242	47	1,519	3
（別掲）基礎年金	1,953	1,350	584	17	2	・
国 民 年 金 計	199,912	181,205	1,988	15,630	1,089	・
旧 法 抛 出 制	9,556	6,848	1,988	637	83	・
新 法 基 礎 年 金	190,356	174,357	・	14,993	1,006	・
（再掲）基礎のみ	54,357	41,163	・	12,910	285	・
福 祉 年 金	8	8	・	・	・	・
共 済 組 合	68,575	52,416	1,758	483	13,906	7
合 計	532,397 〔515,432〕	419,098 〔403,285〕	27,665 〔26,514〕	19,109 〔19,109〕	66,400 〔66,400〕	121 〔121〕

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。

新法退職共済年金についても同様。

2. 年金総額には一部支給停止額を含む。

3. 「合計」の〔 〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

4. 「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。

5. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。

6. 障害年金及び遺族給付には、公務上・職務上を含む。

7. 共済組合の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。

8. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法抛出制に計上している。

平成24年度末における公的年金受給者の年金総額は53兆2千億円であり、前年度末と比べると1兆円増加している。

平成24年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が20兆円、厚生年金保険が26兆4千億円、共済組合が6兆9千億円、福祉年金が8億円となっている（表7）。

表7 公的年金 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年 度	総 数		国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金	総数 ／ 国民 所得
平成14年度	421,316	〔408,390〕	130,886	227,491	〔214,565〕	62,603	337
15	434,056	〔421,206〕	136,701	233,971	〔221,122〕	63,130	254
16	442,774	〔431,128〕	143,156	236,195	〔224,549〕	63,233	190
17	455,700	〔444,658〕	150,681	240,934	〔229,892〕	63,947	138
18	465,444	〔453,682〕	158,168	242,932	〔231,170〕	64,245	98
19	474,395	〔462,040〕	165,637	244,254	〔231,898〕	64,436	69
20	488,658	〔475,392〕	173,646	249,461	〔236,195〕	65,504	47
21	502,554	〔488,159〕	180,421	255,333	〔240,939〕	66,768	32
22	511,332	〔496,045〕	185,352	258,761	〔243,474〕	67,199	21
23	522,229	〔506,098〕	191,168	263,023	〔246,892〕	68,026	13
24	532,397	〔515,432〕	199,912	263,902	〔246,937〕	68,575	8

注1. 〔 〕内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

2. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

3. 国民所得は、平成24年度国民経済計算確報（内閣府経済社会総合研究所）による。

平成24年度末における受給者の平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険が15万1千円、国民年金が5万5千円、共済組合が16万1千円となっている（表8）。

表8 公的年金 受給者の平均年金月額（平成24年度末）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	151,374	56,701	104,850	87,259	21,934
厚生年金基金代行分除く	142,124	55,893	104,850	87,259	21,934
旧法厚生年金保険	147,293	32,279	99,056	87,002	21,992
厚生年金基金代行分除く	145,106	31,731	99,056	87,002	21,992
新法厚生年金保険	150,740	58,135	105,221	86,732	・
（再掲）基礎年金	46,132	42,384	47,617	1,550	・
厚生年金基金代行分除く	140,750	57,303	105,221	86,732	・
基礎あり	163,987	70,681	130,996	149,321	・
（再掲）基礎年金	58,978	55,163	72,004	83,291	・
旧法船員保険	239,886	30,061	172,817	131,047	21,298
旧共済組合	180,058	74,411	121,080	100,774	20,178
旧法	197,522	39,638	132,245	99,652	20,178
新法	164,489	77,269	112,520	101,310	・
（再掲）基礎年金	60,809	56,918	56,783	213	・
基礎あり	166,073	80,091	125,976	122,293	・
（再掲）基礎年金	62,587	61,517	70,380	84,874	・
国民年金計	54,856	18,561	73,479	80,534	・
旧法拠出制	40,411	18,561	73,895	38,400	・
新法基礎年金	55,637	・	73,461	88,601	・
（再掲）基礎のみ	52,039	・	73,752	85,379	・
福祉年金	33,575	・	・	・	・
共済組合	160,687	22,394	106,019	120,686	25,616
（再掲）公務上を除く	160,687	22,394	100,828	120,490	25,616

- 注1．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 2．厚生年金保険に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。
- 3．「（再掲）基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。
- 4．「基礎あり」は新法厚生年金保険または旧共済組合の新法分を受給している者のうち、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の平均年金月額である。
- 5．「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。
- 6．障害年金及び遺族給付には、公務上・職務上を含む。
- 7．共済組合の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。
- 8．共済組合の平均年金月額には職域加算分を含む。
- 9．寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

3. 厚生年金保険

(1) 適用状況

① 事業所数

平成24年度末の適用事業所数は175万8千か所で、前年度末に比べて1万3千か所の増加となっている。平成24年度末の適用事業所数は、制度発足以来最多となっている。

また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は10万4千か所で、前年度末に比べて5千か所の減少となっている（表9）。

表9 適用事業所数・船舶所有者数の推移

(年度末現在、単位：千か所)

年 度	事 業 所 数				厚生年金基金非加入事業所数			厚生年金基金加入事業所数		
	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	(再掲) 船 舶 所 有 者 数	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	総 数	強 制 適 用	任 意 包 括 適 用
平成14年度	1,635	1,510	119	5.9	1,472	1,360	112	157	150	7.2
15	1,624	1,501	116	5.7	1,476	1,366	110	142	135	6.6
16	1,632	1,511	115	5.5	1,492	1,383	109	134	128	6.2
17	1,648	1,528	114	5.4	1,515	1,406	108	128	122	5.8
18	1,681	1,595	81	5.3	1,552	1,474	78	124	121	3.2
19	1,716	1,626	84	5.2	1,591	1,509	81	120	117	3.1
20	1,740	1,648	87	5.1	1,618	1,534	84	117	114	3.0
21	1,754	1,660	88	4.9	1,635	1,549	85	114	111	3.0
22	1,749	1,656	87	4.8	1,632	1,548	84	112	109	2.9
23	1,745	1,654	86	4.7	1,632	1,548	83	109	106	2.8
24	1,758	1,667	86	4.6	1,650	1,566	83	104	101	2.6

注1. 事業所の総数には任意単独適用（平成24年度末は、296事業所）を含んでいる。

2. 厚生年金基金非加入事業所数には船舶所有者を含まない。

② 被保険者数

平成24年度末の被保険者数は3,472万人で、前年度末に比べて20万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が2,228万人、女子が1,244万人となっている。前年度末と比べると、男子が4万人増加、女子が17万人増加している。平成24年度末の被保険者数は、制度発足以来最多となっている。

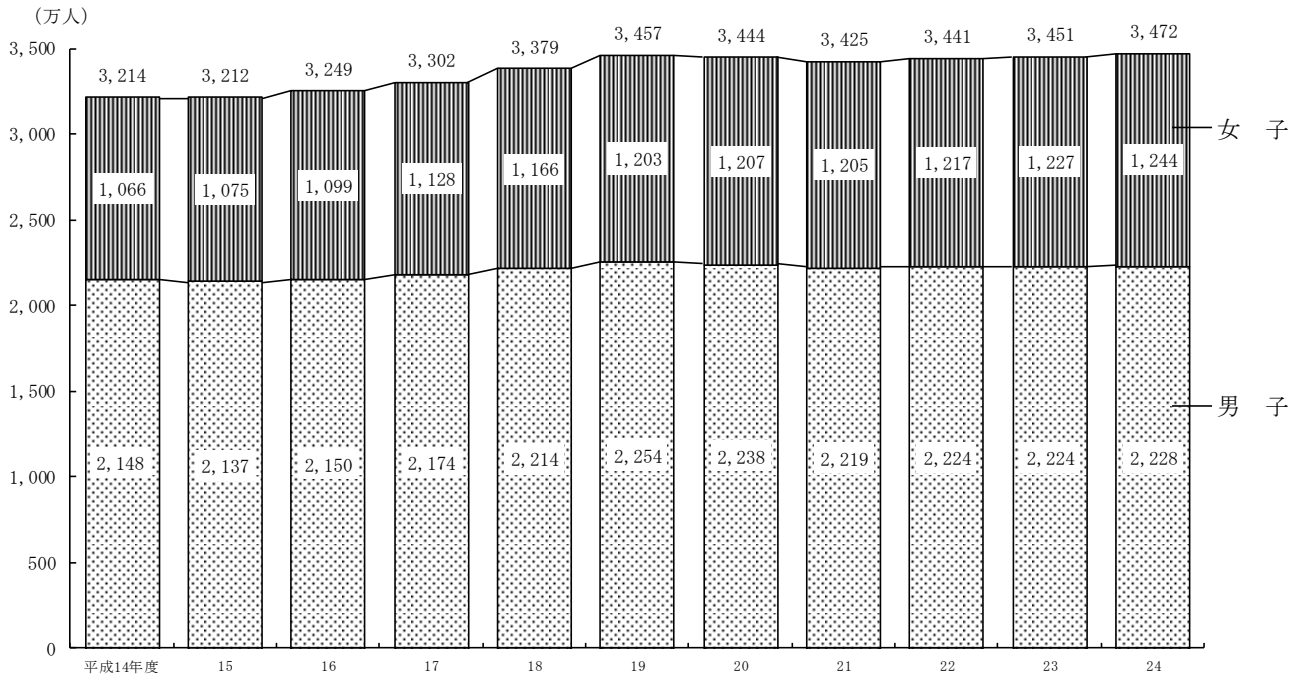
育児休業期間中の保険料免除者数は、平成24年度末現在で21万人となっている。前年度末と比べると2万人増加している（表10、図3）。

表10 厚生年金保険 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	総 数	男 子			女 子	育児休業 保険料免除者	
		一 般 男 子	坑 内 員	船 員			
平成14年度	32,144	21,482	21,414	0.9	66	10,663	67
15	32,121	21,368	21,305	0.9	63	10,753	72
16	32,491	21,504	21,442	0.9	61	10,987	78
17	33,022	21,740	21,679	0.8	60	11,282	97
18	33,794	22,139	22,079	0.7	59	11,655	111
19	34,570	22,544	22,485	0.7	58	12,026	129
20	34,445	22,377	22,319	0.7	57	12,068	145
21	34,248	22,193	22,137	0.6	56	12,055	160
22	34,411	22,241	22,186	0.6	54	12,170	180
23	34,515	22,242	22,188	0.6	53	12,273	197
24	34,717	22,279	22,226	0.6	53	12,439	214

図3 厚生年金保険 被保険者数の推移



注. 男子には坑内員及び船員を含む。

③ 厚生年金基金加入状況

平成24年度末の厚生年金基金の加入者数は417万人で前年度末に比べて14万人減少している。また、厚生年金基金加入者は全被保険者数の12.0%を占めている(表11)。

表11 厚生年金基金加入・非加入別被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	厚生年金基金非加入			厚生年金基金加入			厚生年金基金加入割合(%)
	総 数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	総 数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	
平成14年度	24,275	15,765	8,442	7,870	5,649	2,220	24.5
15	26,315	17,144	9,107	5,806	4,160	1,645	18.1
16	27,264	17,716	9,486	5,227	3,726	1,501	16.1
17	28,034	18,131	9,842	4,988	3,548	1,440	15.1
18	28,927	18,628	10,239	4,867	3,451	1,416	14.4
19	29,826	19,130	10,637	4,744	3,355	1,389	13.7
20	29,813	19,052	10,703	4,631	3,266	1,365	13.4
21	29,718	18,959	10,703	4,529	3,178	1,351	13.2
22	29,977	19,087	10,835	4,434	3,099	1,335	12.9
23	30,205	19,184	10,967	4,310	3,004	1,306	12.5
24	30,549	19,338	11,158	4,168	2,888	1,280	12.0

④ 産業大分類・規模別適用状況

表12及び表13は、平成24年9月1日現在で、産業大分類別・規模別に適用事業所数及び被保険者数をみたものである。

産業大分類別にみると、事業所数では卸売・小売業（全事業所数の18.7%）、建設業（同16.5%）、製造業（同14.9%）が、被保険者数では製造業（全被保険者数の24.9%）、卸売・小売業（同15.8%）が大きな割合を占めている。

表12 厚生年金保険 産業大分類別・規模別事業所数（平成24年9月1日現在の調査）

（単位：か所）

産業大分類	事業所の規模（事業所に使用されている被保険者数）								合計	割合(%)
	2人以下	3・4人	5～ 29人	30～ 99人	100～ 499人	500～ 999人	1000人 以上			
農 林 水 産 業	7,257	3,971	7,846	721	136	10	4	19,945	1.1	
鉱業・採石業・砂利採取業	969	499	1,744	259	45	2	3	3,521	0.2	
建設業	113,033	58,654	107,393	8,351	1,527	146	125	289,229	16.5	
製造業	76,550	39,010	104,999	26,918	10,555	1,104	846	259,982	14.9	
電気・ガス・熱供給・水道業	7,013	2,654	4,596	726	308	24	34	15,355	0.9	
情報通信業	24,188	7,745	17,707	4,566	1,930	252	212	56,600	3.2	
運輸業・郵便業	18,158	7,737	31,365	9,943	3,396	329	253	71,181	4.1	
卸売・小売業	136,998	61,303	104,977	16,169	6,000	715	539	326,701	18.7	
金融・保険業	8,497	3,317	4,181	879	781	179	196	18,030	1.0	
不動産業・物品賃貸業	64,589	13,818	14,260	1,993	669	75	62	95,466	5.5	
学術研究・専門技術サービス業	59,274	22,403	33,641	3,647	1,132	115	66	120,278	6.9	
飲食店・宿泊業	24,980	10,951	18,291	2,954	978	118	84	58,356	3.3	
生活関連サービス業・娯楽業	20,407	8,526	17,433	3,761	1,028	107	49	51,311	2.9	
教育・学習支援業	9,479	3,359	8,385	1,477	351	63	36	23,150	1.3	
医療・福祉	27,557	25,831	74,768	16,298	7,295	554	205	152,508	8.7	
複合サービス事業	6,062	1,550	2,060	532	529	105	40	10,878	0.6	
サービス	70,371	28,510	53,052	8,782	3,349	415	296	164,775	9.4	
公務	4,488	1,625	3,957	1,277	972	146	64	12,529	0.7	
総 数	679,870	301,463	610,655	109,253	40,981	4,459	3,114	1,749,795	100.0	
割合(%)	38.9	17.2	34.9	6.2	2.3	0.3	0.2	100.0		

注. 産業分類は、「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

表13 厚生年金保険 産業大分類別・規模別被保険者数（平成24年9月1日現在の調査）

（単位：人）

産業大分類	事業所の規模（事業所に使用されている被保険者数）								合計	割合(%)
	2人以下	3・4人	5～ 29人	30～ 99人	100～ 499人	500～ 999人	1000人 以上			
農 林 水 産 業	9,064	13,707	79,136	36,070	23,833	6,511	13,825	182,146	0.5	
鉱業・採石業・砂利採取業	1,056	1,710	20,661	12,389	9,218	1,640	9,827	56,501	0.2	
建設業	142,792	201,347	1,077,917	397,195	288,772	102,008	339,643	2,549,674	7.3	
製造業	91,635	134,357	1,248,909	1,411,317	2,095,383	755,736	2,981,028	8,718,365	24.9	
電気・ガス・熱供給・水道業	5,746	9,097	49,129	37,232	62,259	16,022	201,147	380,632	1.1	
情報通信業	26,203	26,511	205,971	241,608	388,504	173,780	585,946	1,648,523	4.7	
運輸業・郵便業	17,364	26,820	402,910	517,510	651,831	230,716	925,863	2,773,014	7.9	
卸売・小売業	164,666	209,666	1,107,709	832,647	1,216,981	502,820	1,488,351	5,522,840	15.8	
金融・保険業	9,985	11,262	42,670	47,906	182,273	124,369	762,874	1,181,339	3.4	
不動産業・物品賃貸業	70,996	46,361	143,038	100,733	131,967	51,720	125,534	670,349	1.9	
学術研究・専門技術サービス業	72,732	76,468	336,565	185,352	224,513	80,075	146,560	1,122,265	3.2	
飲食店・宿泊業	29,764	37,325	196,219	151,883	197,684	79,778	223,547	916,200	2.6	
生活関連サービス業・娯楽業	23,629	29,243	195,996	192,018	201,723	72,207	119,897	834,713	2.4	
教育・学習支援業	11,114	11,426	102,632	70,600	71,750	43,170	148,294	458,986	1.3	
医療・福祉	36,032	90,427	828,565	891,457	1,448,556	370,749	383,423	4,049,209	11.6	
複合サービス事業	6,659	5,207	21,562	29,819	133,679	69,709	81,523	348,158	1.0	
サービス	79,805	97,751	561,706	454,212	682,811	281,718	862,754	3,020,757	8.6	
公務	4,800	5,573	46,483	70,771	216,936	97,873	107,652	549,968	1.6	
総 数	803,922	1,034,258	6,667,778	5,680,719	8,228,673	3,060,601	9,507,688	34,983,639	100.0	
割合(%)	2.3	3.0	19.1	16.2	23.5	8.7	27.2	100.0		

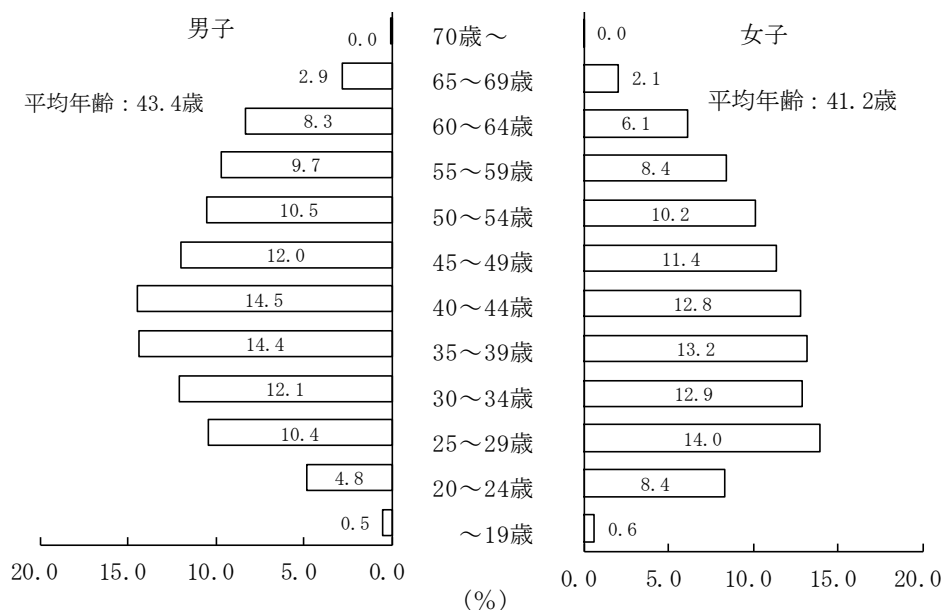
注. 産業分類は、「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

⑤ 年齢構成

平成24年度末の被保険者の年齢構成を男女別にみると、男子は40～44歳が14.5%と男子計に対する割合が最も高くなっている。また、女子については25～29歳が14.0%と女子計に対する割合が最も高くなっている。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成24年度末で、男子は43.4歳、女子は41.2歳となっている（図4）。

図4 厚生年金保険 被保険者の年齢構成（平成24年度末）



⑥ 標準報酬月額及び標準賞与額

平成24年度末の標準報酬月額の平均は30万6千円（男子34万7千円、女子23万2千円）であり、前年度末に比べて0.5%増加している。平成24年度の年度平均についても、30万5千円（男子34万6千円、女子23万1千円）と、前年度に比べて0.2%増加している（表14）。

表14 厚生年金保険 標準報酬月額の平均の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			標準報酬月額の平均 (年度平均)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成20年度	312,813	356,961	230,952	311,619	355,720	229,917
	21	304,173	345,163	228,710	306,172	348,075	229,229
	22	305,715	347,212	229,876	304,554	345,808	229,314
	23	304,589	345,700	230,085	304,359	345,495	229,858
	24	306,131	347,494	232,046	304,848	346,040	231,106
伸び率 (%)	平成20年度	0.2	0.1	0.8	0.0	△ 0.1	0.7
	21	△ 2.8	△ 3.3	△ 1.0	△ 1.7	△ 2.1	△ 0.3
	22	0.5	0.6	0.5	△ 0.5	△ 0.7	0.0
	23	△ 0.4	△ 0.4	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.2
	24	0.5	0.5	0.9	0.2	0.2	0.5

注1. 男子には船員及び坑内員を含む。

2. 標準報酬月額の平均（年度平均）は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

標準賞与額1回当たりの平均は、平成24年度で42万6千円（うち男子49万5千円、女子29万3千円）であり、前年度に比べて0.6%減少している。

一人当たり標準報酬額（総報酬ベース・年額）は、平成24年度で431万4千円（うち男子493万6千円、女子320万円）である。標準報酬月額が増加したものの、標準賞与額が減少したため、一人当たり標準報酬額は、前年度に比べて横ばいとなっている（表15）。

表15 厚生年金保険 標準賞与額の平均及び一人当たりの標準報酬額の推移

		標準賞与額1回当たりの平均			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成20年度	455,546	531,060	300,351	4,449,722	5,126,322	3,196,260
	21	418,698	485,937	285,032	4,309,754	4,935,076	3,161,527
	22	423,196	491,915	288,082	4,306,057	4,926,811	3,173,920
	23	428,860	499,424	291,247	4,313,465	4,935,914	3,186,136
	24	426,139	494,874	292,712	4,313,699	4,935,571	3,200,433
伸び率 (%)	平成20年度	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.6	0.4
	21	△ 8.1	△ 8.5	△ 5.1	△ 3.1	△ 3.7	△ 1.1
	22	1.1	1.2	1.1	△ 0.1	△ 0.2	0.4
	23	1.3	1.5	1.1	0.2	0.2	0.4
	24	△ 0.6	△ 0.9	0.5	0.0	△ 0.0	0.4

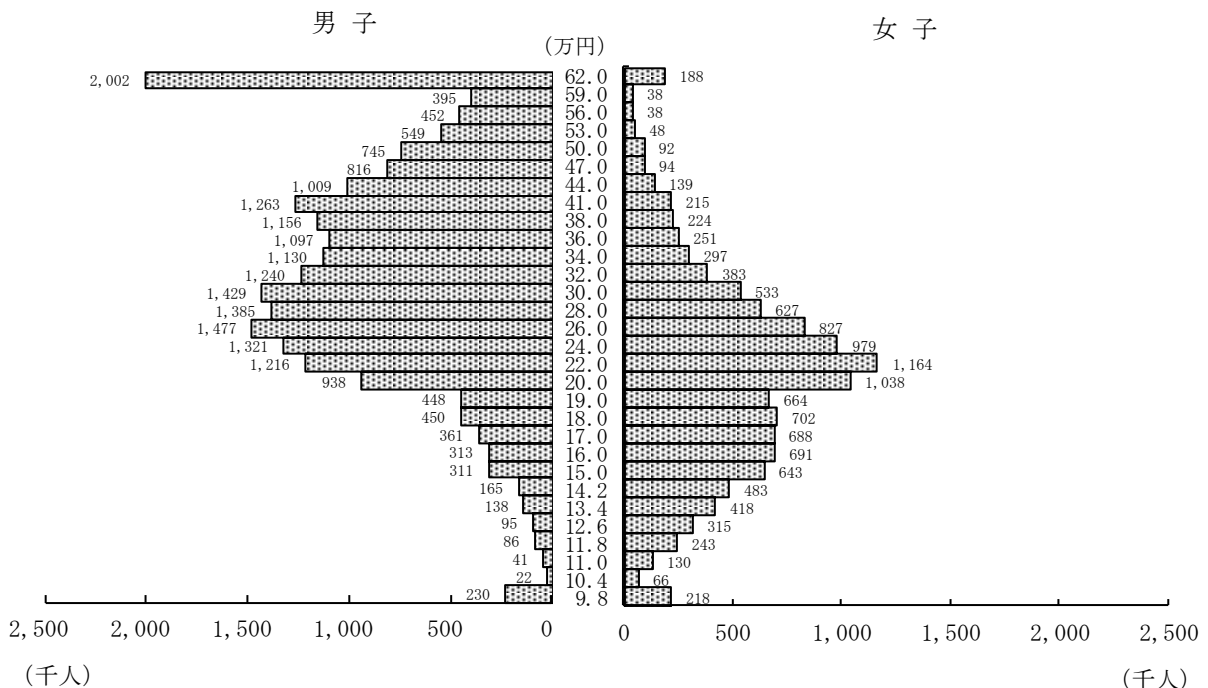
注1. 男子には船員及び坑内員を含む。

2. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。

3. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

図5は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第30級（62万円）が200万人と最も多くなっている一方、女子は第14級（22万円）が116万人と最も多くなっている。

図5 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成24年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成24年度末における厚生年金保険の受給者数は3,154万人で、内訳は旧法厚生年金保険が216万人、旧法船員保険が4万人、新法厚生年金保険が2,876万人、旧共済組合が57万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,425万人（全受給者数の45.2%）、通算老齢年金が1,187万人（同37.6%）、障害年金が39万人（同1.2%）、遺族年金が499万人（同15.8%）、通算遺族年金が4万人（同0.1%）となっている。

また、平成24年度末において、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は1,897万人（老齢相当1,017万人、通老相当850万人）となっており、障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は22万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は8万人となっている（表16）。

表16 厚生年金保険 受給者数（平成24年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	14,246	45.2	876	2.8	20	0.1	13,000 (10,168)	41.2	350 (180)	1.1
通算老齢年金	11,869	37.6	712	2.3	4	0.0	11,060 (8,498)	35.1	92 (79)	0.3
障 害 年 金	390	1.2	52	0.2	2	0.0	332 (220)	1.1	4 (2)	0.0
遺 族 年 金	4,987	15.8	474	1.5	17	0.1	4,371 (81)	13.9	126 (0)	0.4
通算遺族年金	43	0.1	41	0.1	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	31,535	100.0	2,156	6.8	43	0.1	28,763 (18,967)	91.2	574 (261)	1.8

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。

新法退職共済年金についても同様。

2. () 内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

3. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

厚生年金保険の受給者数を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が41万人、通算老齢年金が53万人、障害年金が6千人、遺族給付が11万人の増加となっている（表17、図6）。

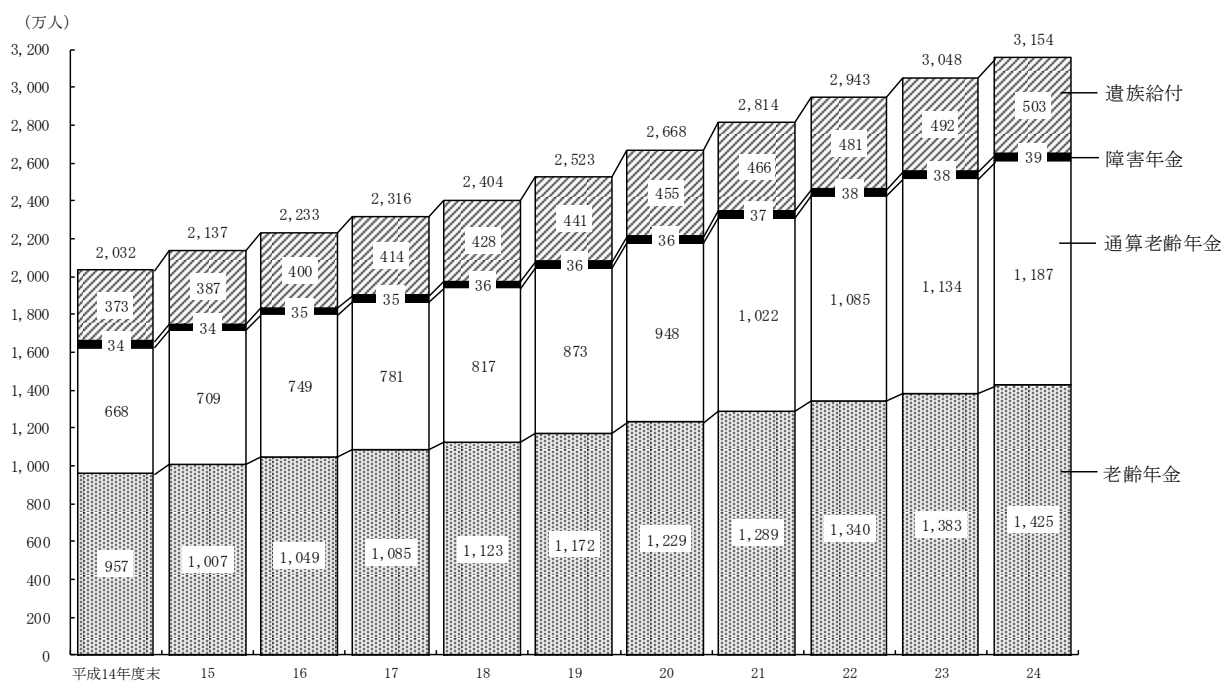
表17 厚生年金保険 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成14年度	20,315	9,571	6,677	336	3,731
15	21,369	10,074	7,086	341	3,868
16	22,334	10,490	7,492	348	4,003
17	23,156	10,852	7,805	355	4,145
18	24,043	11,234	8,169	356	4,284
19	25,226	11,725	8,728	360	4,414
20	26,684	12,287	9,485	363	4,549
21	28,141	12,893	10,219	366	4,664
22	29,433	13,399	10,849	377	4,807
23	30,479	13,831	11,339	384	4,924
24	31,535	14,246	11,869	390	5,030

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 2. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図6 厚生年金保険 受給者数の推移



厚生年金保険の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が11万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が9万人、旧法船員保険の老齢年金が2千人、旧法船員保険の通算老齢年金が1千人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金が3千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金のうち老齢相当が54万人、通老相当が62万人の増加となっている（表18）。

表18 厚生年金保険 老齢給付受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成14年度	9,571	6,677	2,020	1,544	45	10	6,971	5,013	535	111
15	10,074	7,086	1,900	1,459	43	9	7,613	5,509	518	109
16	10,490	7,492	1,781	1,374	40	8	8,168	6,002	501	108
17	10,852	7,805	1,659	1,285	38	8	8,671	6,407	483	106
18	11,234	8,169	1,544	1,200	35	7	9,190	6,858	466	104
19	11,725	8,728	1,429	1,115	33	6	9,815	7,504	448	102
20	12,287	9,485	1,316	1,043	30	6	10,512	8,336	429	101
21	12,893	10,219	1,209	978	28	5	11,245	9,136	411	100
22	13,399	10,849	1,093	889	25	5	11,891	9,858	391	98
23	13,831	11,339	982	799	23	4	12,457	10,441	371	96
24	14,246	11,869	876	712	20	4	13,000	11,060	350	92

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢相当」に、それ以外のものは「通老相当」に計上している。

2. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものは「退職年金」に、それ以外のものは「通算退職年金」に計上している。

② 受給権者数

平成24年度末における厚生年金保険の受給権者数は3,405万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,523万人、通算老齢年金が1,286万人、障害年金が56万人、遺族給付が539万人となっている（表19）。

表19 厚生年金保険 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	合 計	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成14年度	21,980	10,145	7,299	452	4,084
15	23,148	10,690	7,770	463	4,225
16	24,233	11,167	8,225	476	4,365
17	25,110	11,523	8,591	487	4,509
18	26,155	11,984	9,031	497	4,644
19	27,502	12,596	9,627	507	4,772
20	29,072	13,236	10,412	516	4,908
21	30,581	13,854	11,180	524	5,022
22	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290
24	34,053	15,233	12,862	564	5,393

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

③ 在職者にかかる老齢給付の状況

平成24年度末の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は、325万人となっており、前年度末に比べ13万人（4.1%）の増加となっている（表20）。

表20 厚生年金保険 在職者にかかる老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成20年度	255.6 (83.2)	185.3 (60.1)	70.3 (23.1)	197.6 (81.6)	137.6 (59.8)	60.1 (21.8)
21	272.6 (88.6)	195.5 (63.5)	77.1 (25.1)	216.0 (87.1)	150.0 (63.3)	65.9 (23.9)
22	296.7 (91.7)	211.7 (65.5)	85.0 (26.2)	233.8 (90.4)	161.0 (65.3)	72.9 (25.1)
23	311.7 (101.5)	221.4 (72.2)	90.2 (29.3)	248.9 (100.2)	170.9 (71.9)	77.9 (28.3)
24	324.5 (119.2)	229.3 (84.7)	95.2 (34.5)	262.7 (117.8)	180.2 (84.2)	82.5 (33.6)

注1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される70歳以上の者

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

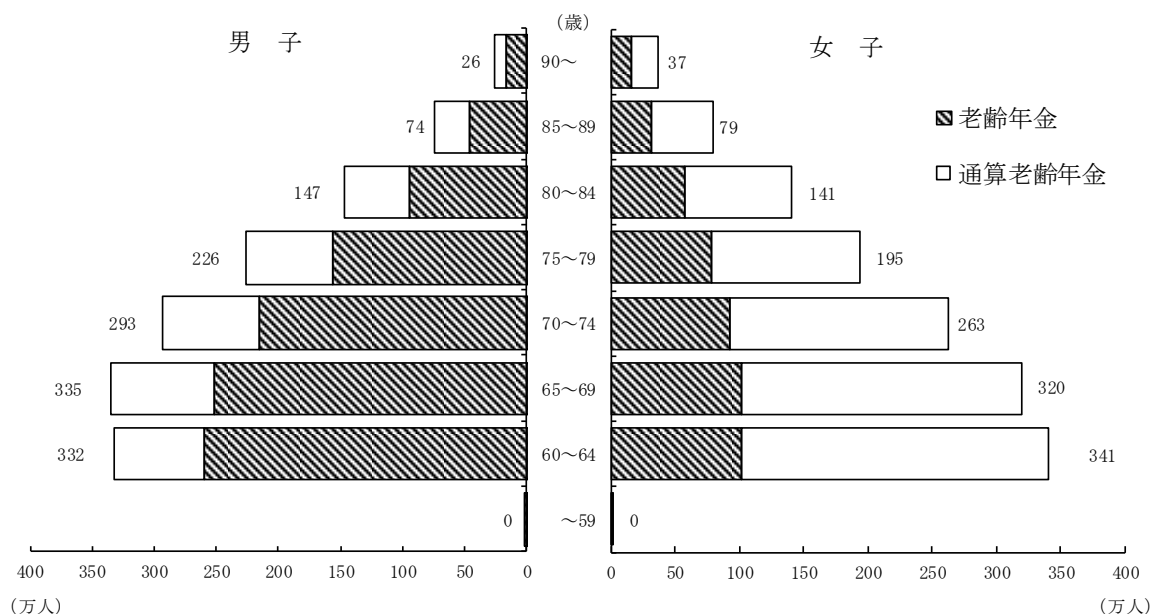
2. () 内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く）である。なお、70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）を含む。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図7は、平成24年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給権者2,809万人の年齢階級別分布を示したものである。

男子では65～69歳が最も多く（335万人）、女子では60～64歳が最も多く（341万人）になっている。

図7 厚生年金保険 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成24年度末）

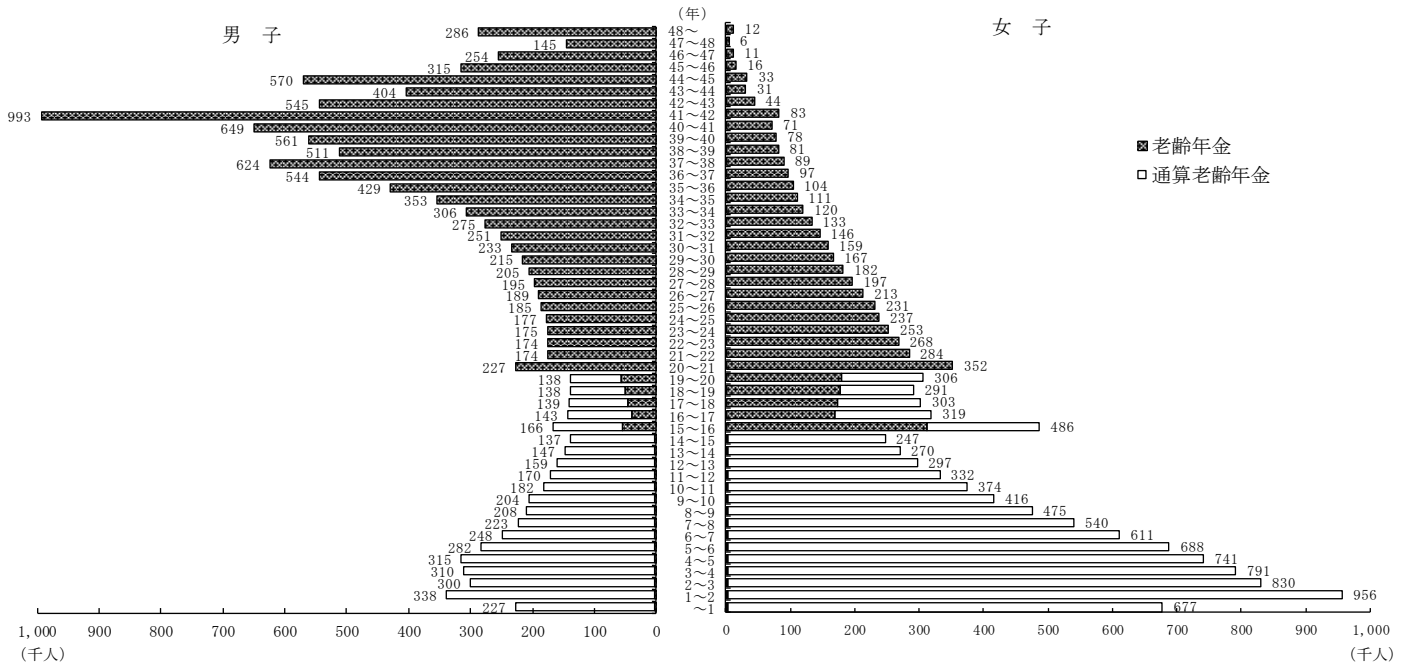


⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成24年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図8のとおりである。

男子では41年以上42年未満が最も多く（99万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（96万人）なっている。

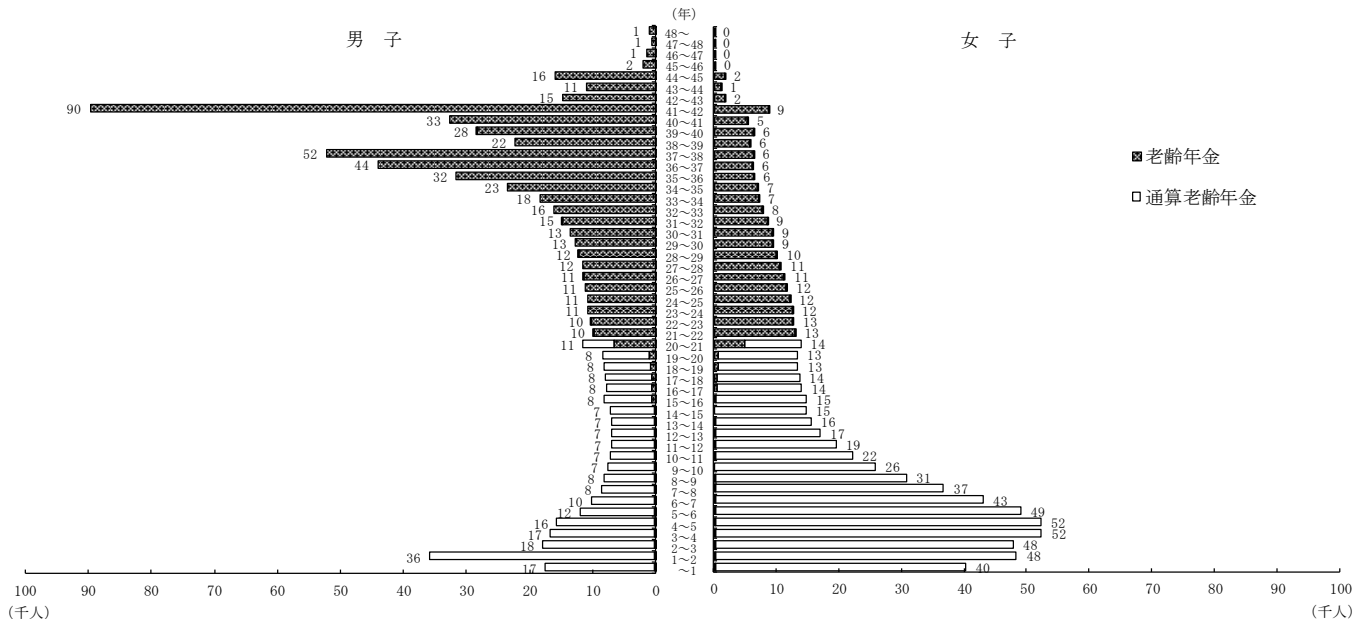
図8 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成24年度末）



平成24年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図9のとおりである。

男子では41年以上42年未満が最も多く（9万人）、女子では3年以上4年未満が最も多く（5万人）なっている。

図9 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成24年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成24年度末における厚生年金保険の受給者の年金総額は26兆3,902億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が18兆5,469億円で年金総額の70.3%を占めており、通算老齢年金が2兆3,919億円（年金総額の9.1%）、障害年金が2,996億円（同1.1%）、遺族年金が5兆1,405億円（同19.5%）、通算遺族年金が113億円（同0.0%）となっている（表21）。

表21 厚生年金保険 受給者年金総額（平成24年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	185,469	70.3	15,487	5.9	581	0.2	163,189	61.8	6,212	2.4
通算老齢年金	23,919	9.1	2,759	1.0	13	0.0	20,905	7.9	242	0.1
障 害 年 金	2,996	1.1	620	0.2	33	0.0	2,296	0.9	47	0.0
遺 族 年 金	51,405	19.5	4,946	1.9	262	0.1	44,678	16.9	1,519	0.6
通算遺族年金	113	0.0	108	0.0	2	0.0	・	・	3	0.0
合 計	263,902	100.0	23,921	9.1	891	0.3	231,067	87.6	8,023	3.0

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。
新法退職共済年金についても同様。

2. 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

厚生年金保険の受給者の年金総額を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が342億円増加、通算老齢年金が205億円減少、障害年金が7億円減少、遺族給付が749億円増加となっている（表22、図10）。

表22 厚生年金保険 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金		障 害 年 金	遺 族 給 付
平成14年度	227,491	(214,565)	164,758	(152,544)	20,575	(19,863)	3,028	39,130
15	233,971	(221,122)	169,643	(157,540)	21,043	(20,296)	2,999	40,287
16	236,195	(224,549)	170,168	(159,275)	21,373	(20,620)	3,009	41,645
17	240,934	(229,892)	173,256	(162,959)	21,506	(20,761)	3,017	43,155
18	242,932	(231,170)	174,249	(163,262)	21,277	(20,502)	2,976	44,431
19	244,254	(231,898)	173,875	(162,335)	21,601	(20,785)	2,974	45,804
20	249,461	(236,195)	176,885	(164,495)	22,450	(21,575)	2,961	47,165
21	255,333	(240,939)	181,215	(167,762)	22,833	(21,891)	2,946	48,340
22	258,761	(243,474)	182,347	(168,073)	23,567	(22,555)	2,995	49,853
23	263,023	(246,892)	185,128	(170,072)	24,124	(23,048)	3,002	50,769
24	263,902	(246,937)	185,469	(169,656)	23,919	(22,768)	2,996	51,518

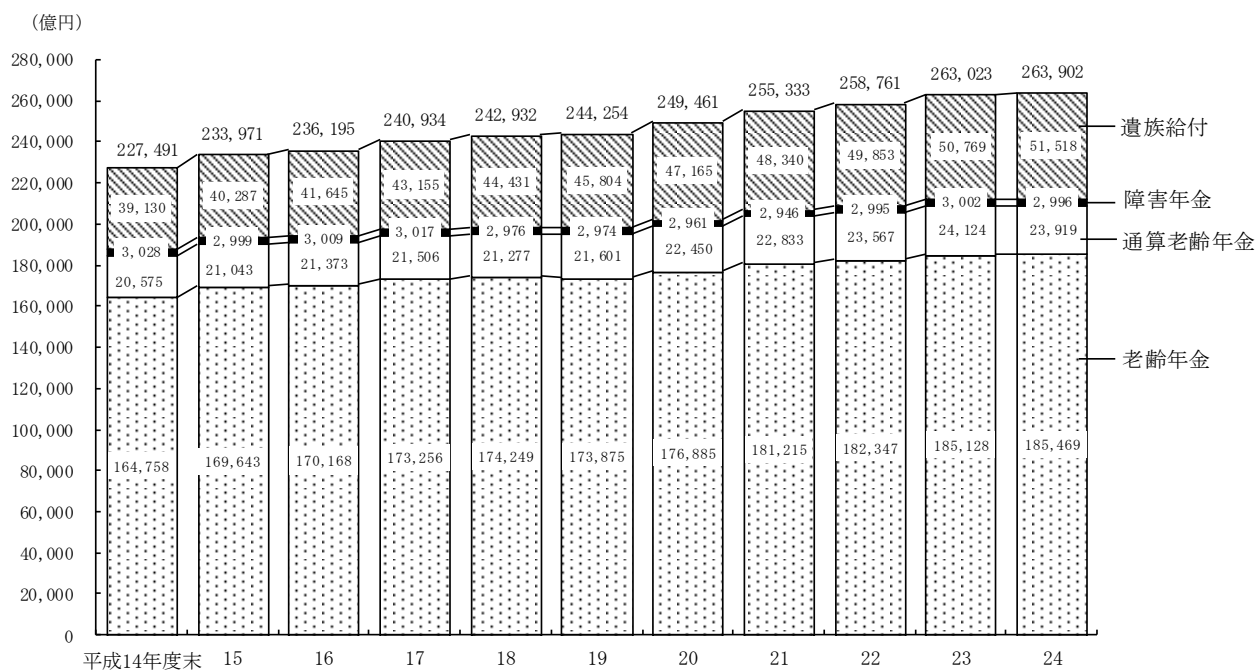
注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」

に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図10 厚生年金保険 受給者年金総額の推移



厚生年金保険の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が2,095億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が355億円、旧法船員保険の老齢年金が70億円、旧法船員保険の通算老齢年金が2億円、旧共済組合の退職年金が494億円、通算退職年金が14億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢相当が3,001億円、通老相当が167億円の増加となっている(表23)。

表23 厚生年金保険 老齢給付の受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成14年度	164,758 (152,544)	20,575 (19,863)	39,153 (38,376)	6,459 (6,339)	1,298	39	113,045 (101,608)	13,696 (13,104)	11,262	381
15	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)	36,336 (35,671)	6,026 (5,916)	1,220	36	121,415 (109,978)	14,617 (13,980)	10,671	365
16	170,168 (159,275)	21,373 (20,620)	33,789 (33,246)	5,635 (5,540)	1,147	33	125,115 (114,765)	15,358 (14,700)	10,117	347
17	173,256 (162,959)	21,506 (20,761)	31,298 (30,834)	5,250 (5,168)	1,075	30	131,291 (121,458)	15,896 (15,233)	9,592	330
18	174,249 (163,262)	21,277 (20,502)	28,849 (28,420)	4,866 (4,789)	1,001	27	135,346 (124,789)	16,074 (15,376)	9,053	310
19	173,875 (162,335)	21,601 (20,785)	26,524 (26,133)	4,504 (4,431)	932	24	137,821 (126,672)	16,773 (16,030)	8,599	300
20	176,885 (164,495)	22,450 (21,575)	24,243 (23,886)	4,160 (4,093)	864	22	143,641 (131,608)	17,977 (17,169)	8,137	291
21	181,215 (167,762)	22,833 (21,891)	22,186 (21,859)	3,869 (3,807)	796	20	150,544 (137,419)	18,663 (17,784)	7,688	280
22	182,347 (168,073)	23,567 (22,555)	19,850 (19,556)	3,494 (3,436)	726	17	154,567 (140,587)	19,786 (18,831)	7,204	270
23	185,128 (170,072)	24,124 (23,048)	17,582 (17,321)	3,115 (3,062)	651	15	160,188 (145,394)	20,738 (19,714)	6,706	256
24	185,469 (169,656)	23,919 (22,768)	15,487 (15,257)	2,759 (2,712)	581	13	163,189 (147,606)	20,905 (19,800)	6,212	242

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢相当」に、それ以外のは「通老相当」に計上している。
 注2. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものは「退職年金」に、それ以外のは「通算退職年金」に計上している。
 注3. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

② 平均年金月額

平成24年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が15万1千円、通算老齢年金が5万7千円となっている(表24)。

表24 厚生年金保険 受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	(再掲)基礎または		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または定額あり	(再掲)基礎及び定額なし			
平成20年度	158,806	167,618	83,526	56,710	105,703	88,874
21	156,692	167,338	78,571	56,038	105,733	88,691
22	153,344	165,455	80,748	55,500	105,559	88,607
23	152,396	163,254	80,509	55,784	105,277	87,967
24	151,374	162,138	76,790	56,701	104,850	87,259

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 注2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外(老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者)をいう。
 注3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
 注4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。
 注5. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成20年度から平成21年度は62歳までと63歳以降で、平成22年度以降は63歳までと64歳以降で大きな違いが見られ、平成24年度においては63歳で10万4千円、64歳で17万1千円となっている（表25）。

表25 厚生年金保険 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成20年度	43.8	60.1	50.0	36.3	45.8	671.9
21	41.7	58.6	62.4	51.5	37.0	698.9
22	40.2	57.4	60.7	63.9	52.3	713.0
23	37.7	51.3	59.1	61.9	65.1	740.2
24	35.7	48.0	52.9	60.1	63.0	781.5

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成20年度	101,234	102,047	105,095	180,203	183,619	194,533
21	99,791	101,648	103,509	174,579	181,423	193,393
22	97,681	100,120	102,773	106,520	177,823	192,323
23	96,925	98,186	100,893	105,374	172,685	189,747
24	96,584	97,799	98,993	104,269	170,662	187,290

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。
3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成20年度は60歳までと61歳以降で、平成21年度から平成23年度は61歳までと62歳以降で、平成24年度は62歳までと63歳以降で大きな違いが見られ、平成24年度においては62歳で4万8千円、63歳で9万8千円となっている（表26）。

表26 厚生年金保険 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成20年度	17.2	23.6	19.3	13.7	17.6	324.2
21	16.3	22.9	24.4	19.7	13.9	338.1
22	16.1	22.4	23.8	24.9	20.0	346.8
23	15.0	20.4	23.2	24.3	25.3	360.6
24	13.7	18.9	20.9	23.7	24.7	380.1

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成20年度	45,578	97,961	95,471	95,043	93,837	111,760
21	46,083	46,369	97,476	93,692	93,307	111,681
22	46,733	47,035	98,422	96,132	92,533	111,670
23	47,235	47,634	99,438	97,508	94,136	110,945
24	48,864	48,277	47,940	98,151	94,982	110,655

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。
3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

表27は厚生年金保険の老齢年金受給権者の給付状況の推移を示したものである。平成24年度末における受給権者数は1,523万人、その平均年金月額は14万8千円となっており、前年度末と比べると、受給権者数は39万人増加し、平均年金月額は1千円の減少となっている。

表27 厚生年金保険 老齢年金の受給権者数及び平均年金月額の推移

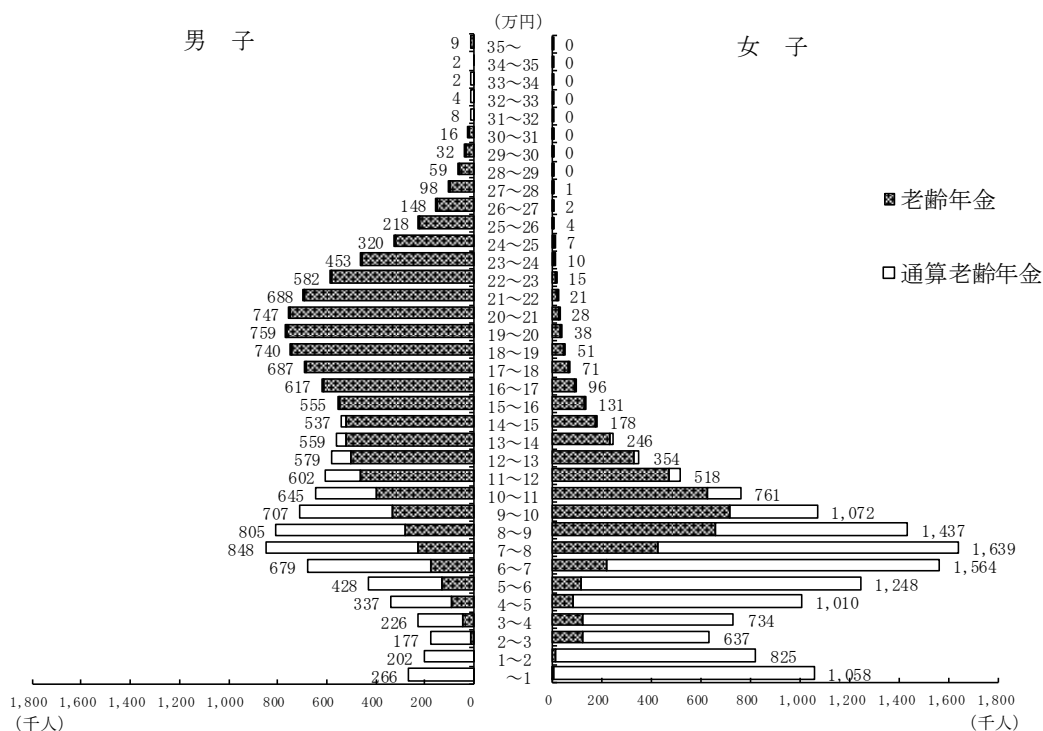
年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金 (老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金 (退年相当)	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成14年度	10,145	172 (160)	2,023	162 (158)	46	238	7,537	173 (159)	539	185
15	10,690	169 (159)	1,903	159 (156)	43	236	8,222	170 (158)	523	182
16	11,167	165 (156)	1,783	158 (156)	40	236	8,837	165 (154)	506	179
17	11,523	165 (156)	1,662	157 (155)	38	237	9,336	165 (155)	488	177
18	11,984	162 (154)	1,546	156 (153)	35	237	9,934	162 (153)	470	175
19	12,596	158 (149)	1,431	155 (152)	33	238	10,681	157 (147)	452	173
20	13,236	155 (146)	1,317	154 (151)	30	239	11,455	155 (145)	433	172
21	13,854	153 (144)	1,211	153 (151)	28	240	12,201	153 (143)	415	171
22	14,413	150 (141)	1,094	151 (149)	25	240	12,900	149 (139)	394	169
23	14,840	149 (140)	983	149 (147)	23	240	13,461	149 (138)	374	167
24	15,233	148 (139)	877	147 (145)	20	240	13,982	148 (137)	353	179

注1. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。
 2. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。
 3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。
 4. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。

③ 年金月額階級別受給権者数

平成24年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図11である。男子は、通算老齢年金を中心に7～8万円をピークとする山と、老齢年金の19～20万円をピークとする山に分かれているが、女子では7～8万円がピークとなっている。

図11 厚生年金保険 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（平成24年度末）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

平成24年度末における厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表28、図12である。男子は、15～20万円が男子全体の32.1%を占めており、より詳細にみると19～20万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10万円が44.6%と半数近くを占めており、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

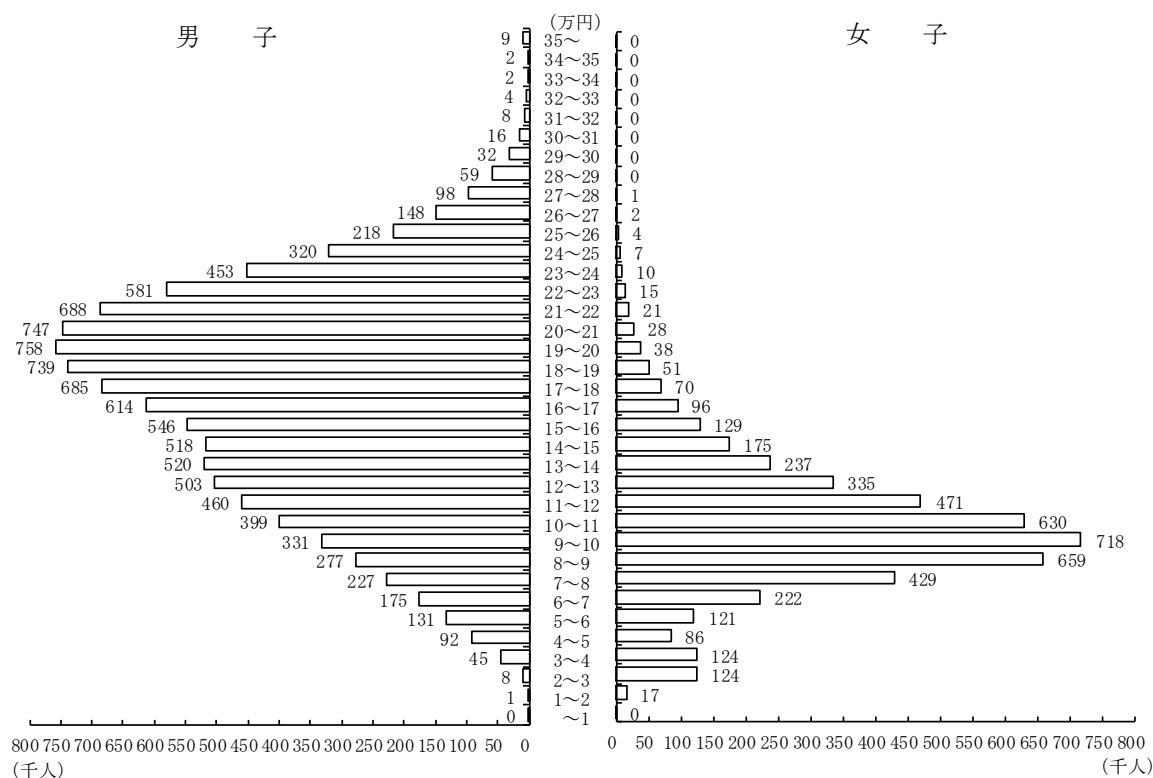
表28 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成24年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	15,233	100.0	10,413	100.0	4,820	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	497	3.3	146	1.4	351	7.3
5 ～ 10	3,291	21.6	1,142	11.0	2,149	44.6
10 ～ 15	4,247	27.9	2,400	23.0	1,848	38.3
15 ～ 20	3,726	24.5	3,342	32.1	384	8.0
20 ～ 25	2,870	18.8	2,789	26.8	81	1.7
25 ～ 30	561	3.7	554	5.3	7	0.1
30 ～	40	0.3	40	0.4	0	0.0
平均年金月額（円）	148,422		169,769		102,308	

注1. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

図12 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成24年度末）



平成24年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表29、図13である。平成13年度から60歳前半の特別支給の老齢厚生年金における定額部分が段階的に引き上げられていることにより、男子は、月額5～10万円が47.3%を占めているが、より詳細にみると10～11万円をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が58.8%を占めており、より詳細にみると3～4万円をピークとして、おおむね年金月額が高くなるにつれて受給権者数が少なくなっている。

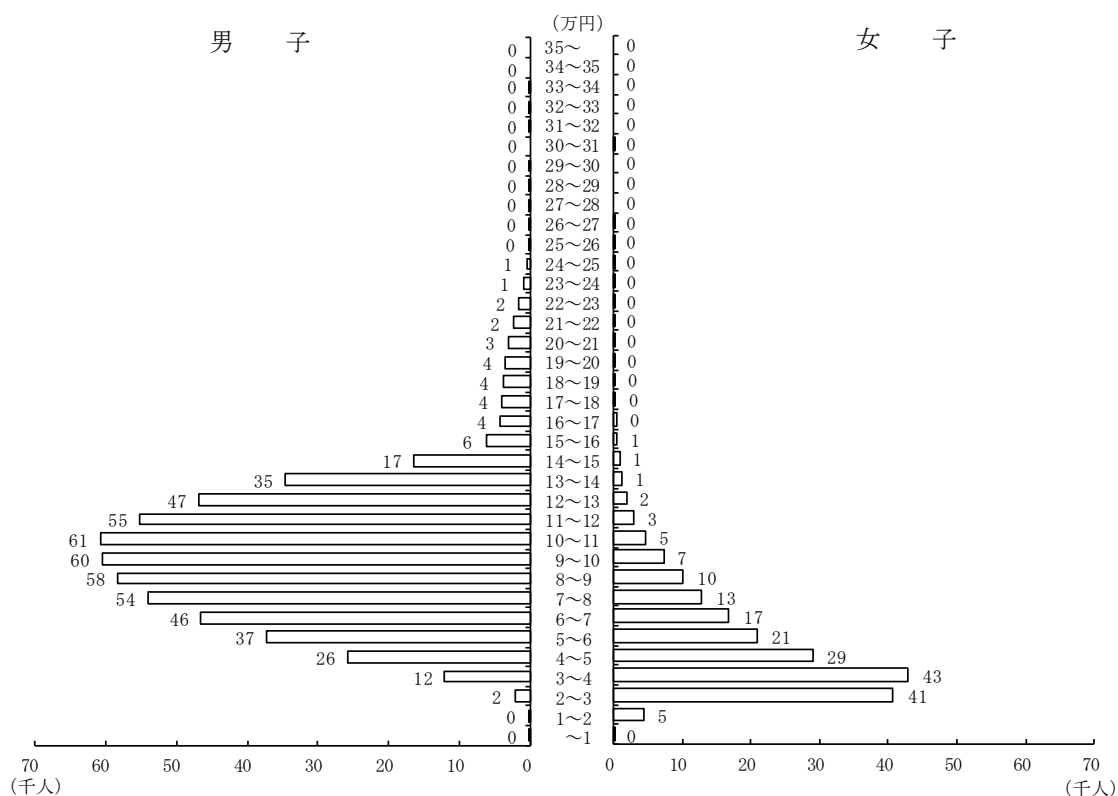
表29 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成24年度新規裁定）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	741	100.0	542	100.0	199	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	158	21.2	40	7.4	117	58.8
5 ～ 10	325	43.8	257	47.3	68	34.2
10 ～ 15	226	30.5	214	39.4	12	6.0
15 ～ 20	24	3.2	22	4.1	2	0.9
20 ～ 25	9	1.2	9	1.6	0	0.1
25 ～ 30	0	0.1	0	0.1	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均年金月額（円）	85,438		97,662		52,192	

注1. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

図13 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成24年度新規裁定）



④ 雇用保険

平成24年度末における失業給付との調整に該当する受給権者数は6万9千人、総停止年金額は553億円、平均停止月額は7万円となっている。高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は36万人、停止総額は460億円、平均停止月額は1万1千円となっている（表30）。

表30 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整状況の推移

【失業給付】			(年度末現在)						
年 度	件 数			総停止年金額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成20年度	63,126	54,301	8,825	57,613,569	55,217,083	2,396,486	76,056	84,739	22,630
平成21年度	87,002	74,276	12,726	76,455,793	73,458,830	2,996,963	73,232	82,417	19,625
平成22年度	78,311	65,135	13,176	64,592,274	61,471,216	3,121,058	68,735	78,646	19,740
平成23年度	78,622	63,564	15,058	65,743,544	61,995,654	3,747,890	69,683	81,277	20,741
平成24年度	68,582	55,391	13,191	55,282,812	52,364,740	2,918,072	67,174	78,780	18,435

【高年齢雇用継続給付】			(年度末現在)						
年 度	件 数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成20年度	265,018	258,912	6,106	33,288,477	32,744,201	544,277	10,467	10,539	7,428
平成21年度	301,012	293,709	7,303	37,644,856	36,991,439	653,417	10,422	10,495	7,456
平成22年度	345,023	336,177	8,846	42,375,893	41,593,250	782,644	10,235	10,310	7,373
平成23年度	365,007	355,440	9,567	46,588,058	45,714,392	873,666	10,636	10,718	7,610
平成24年度	360,777	351,156	9,621	46,041,600	45,152,211	889,389	10,635	10,715	7,704

⑤ 離婚等に伴う年金分割の状況

表31は厚生年金保険における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。平成24年度に分割された件数は1万9千件で、前年度と比べ1千件増加している。分割件数のうち、3号分割のみの件数は1千1百件で、前年度と比べ3百件増加している。

表31 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総 数 (件)	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成20年度	13,105	13,072	33
21	15,004	14,850	154
22	18,674	18,282	392
23	18,231	17,462	769
24	19,361	18,252	1,109

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
4. 離婚件数は、「人口動態統計速報（平成25年3月分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による年度累計である。

<離婚分割に係る状況>

図14は平成24年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第1号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第2号改定者）共に40～44歳の割合が最も高くなっている。

図14 離婚分割者の年齢構成（平成24年度）

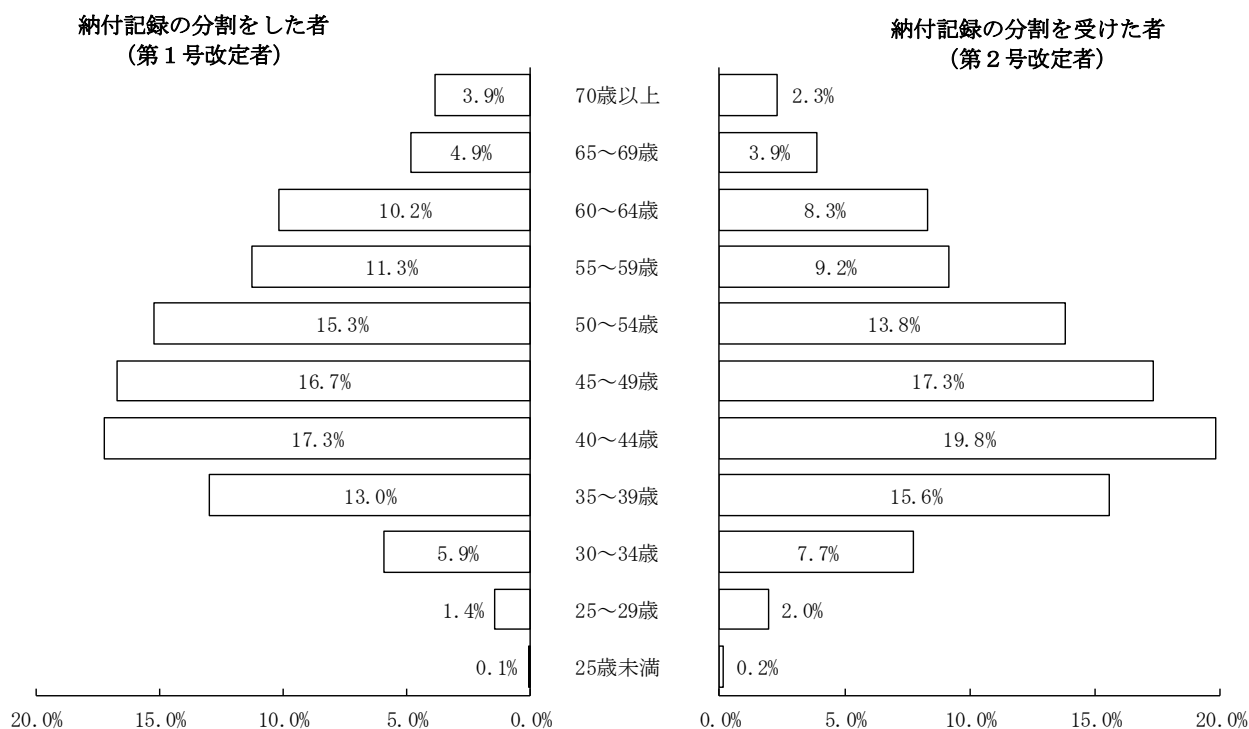


表32は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成24年度では10～15年の割合が18.0%と最も高くなっている。

表32 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成20年度	3.6	11.6	15.6	15.4	15.6	13.6	10.5	8.1	6.0
21	3.9	12.1	16.4	16.2	15.6	12.8	10.3	7.4	5.3
22	4.0	12.7	17.1	17.5	15.5	12.9	8.7	6.8	4.8
23	3.8	13.8	18.5	17.7	14.5	12.8	7.8	6.5	4.7
24	2.9	13.0	18.0	17.7	15.7	13.0	8.4	6.0	5.2

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表33は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は50%が95.2%とほとんどを占めている。

表33 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成20年度	0.1	0.1	0.7	2.0	3.3	93.8
21	0.0	0.2	0.7	2.0	3.1	94.0
22	0.0	0.1	0.6	1.7	3.0	94.5
23	0.0	0.1	0.6	1.7	2.5	95.1
24	0.0	0.2	0.6	1.6	2.5	95.2

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表34は受給権者である離婚分割者の分割改定前後の平均年金額等の推移を示したものである。平成24年度では第1号改定者においては改定前14万2千円、改定後11万1千円、第2号改定者においては改定前4万8千円、改定後8万円となっており、変動差はともに3万1千円となっている。

表34 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数 (人)	平均年金額(円)			件数 (人)	平均年金額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成20年度	2,515	154,757	120,049	△ 34,708	1,813	48,712	82,966	34,254
21	3,099	146,980	115,626	△ 31,353	2,199	49,185	80,523	31,337
22	3,354	144,425	110,896	△ 33,529	2,336	46,054	79,679	33,625
23	3,068	140,756	108,795	△ 31,961	2,112	44,620	77,134	32,513
24	3,486	141,503	110,967	△ 30,536	2,432	48,241	79,595	31,354

注. 平均年金額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

＜3号分割のみの年金分割に係る状況＞

図15は平成24年度における3号分割のみ改定者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（特定被保険者）は35～39歳の割合が最も高く、納付記録の分割を受けた者（被扶養配偶者）は30～34歳の割合が最も高くなっている。

図15 3号分割のみ改定者の年齢構成（平成24年度）

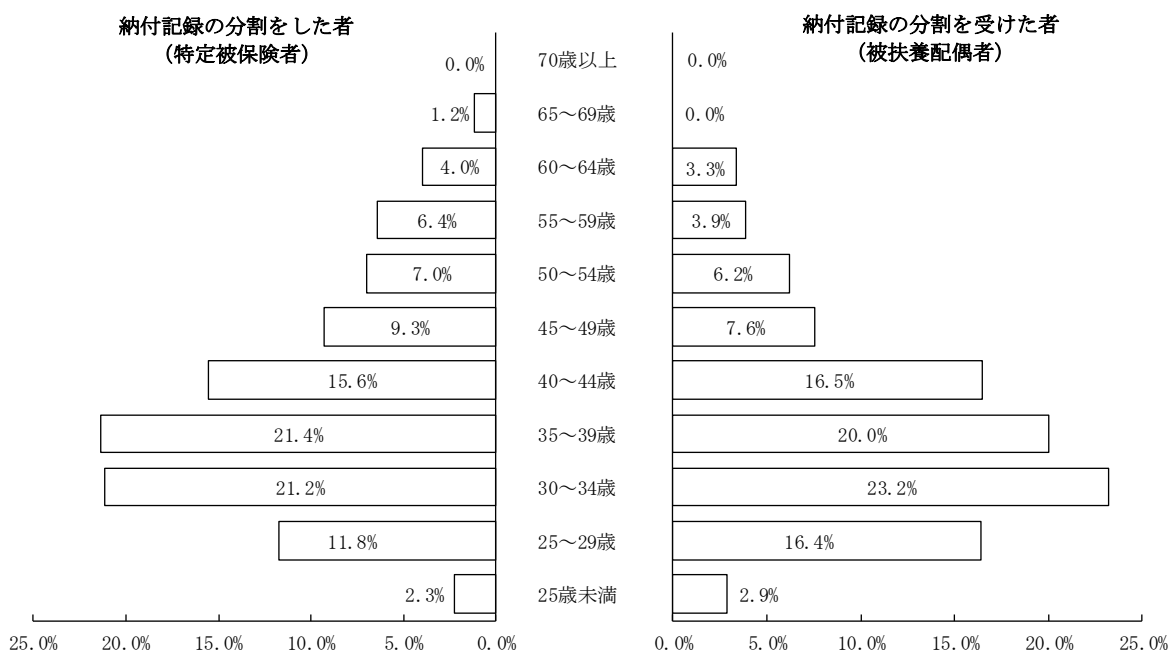


表35は3号分割のみの分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成24年度では3～4年（28.0%）の割合が最も高くなっている。

表35 3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

（単位：％）

	分割対象期間				
	以上 未満 ～1年	1年 ～2年	2年 ～3年	3年 ～4年	4年 ～5年
平成20年度	100.0
21	35.7	64.3	.	.	.
22	24.5	36.2	39.3	.	.
23	9.9	29.5	35.0	25.6	.
24	6.4	17.5	27.8	28.0	20.3

表36は受給権者である3号分割のみ者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。平成24年度においては、男子は改定前11万5千円、改定後11万3千円、女子は改定前1万1千円、改定後1万3千円となっている。

表36 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子				女子			
	件数 (人)	平均年金月額 (円)			件数 (人)	平均年金月額 (円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成22年度	15	90,311	89,261	△ 1,050	10	17,067	17,879	812
23	28	91,199	88,731	△ 2,468	13	18,650	20,574	1,924
24	53	115,413	112,690	△ 2,723	24	10,756	13,099	2,343

注：平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

(4) 収支状況

厚生年金保険の実質的な収支状況の推移を示したものが表37及び図16である。

平成24年度における収入のうち、保険料収入は24兆1,549億円、国庫負担（一般会計からの受入）は8兆583億円となっている。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が33兆3,206億円、実質的な支出総額が36兆8,115億円となっており、収支差引残は3兆4,909億円の不足となっている。

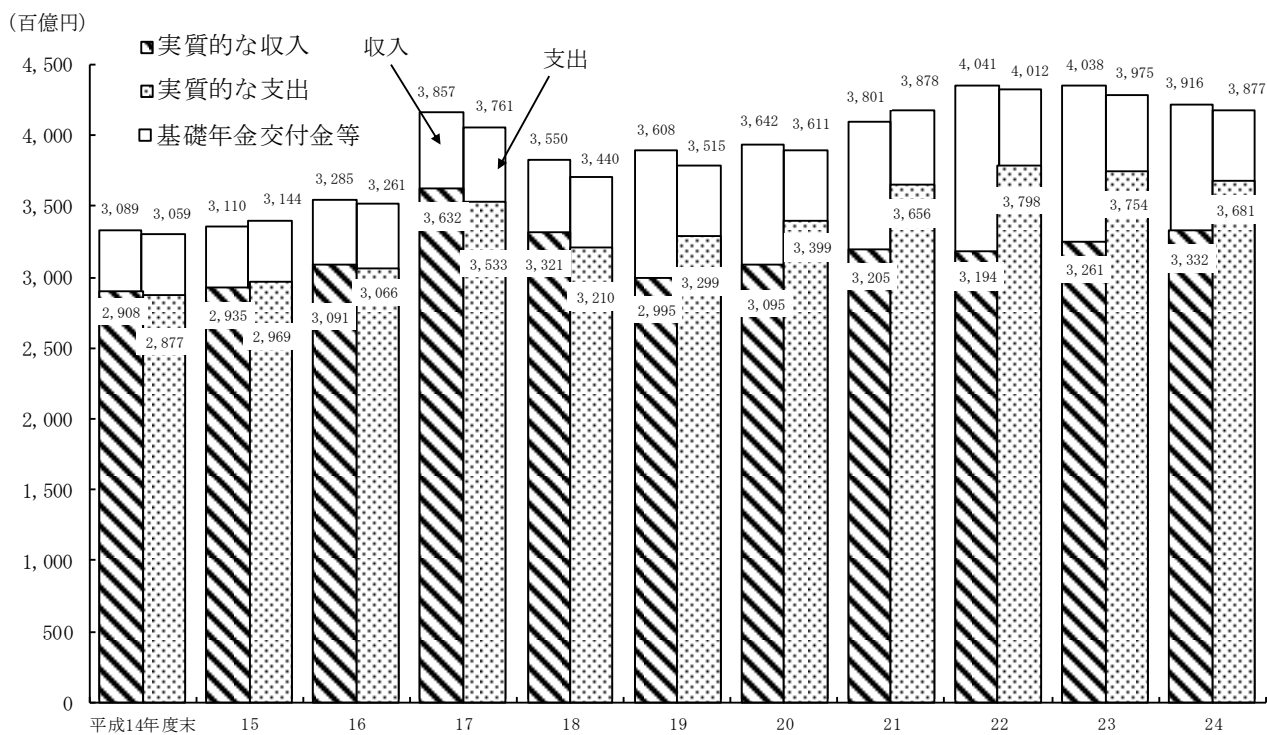
表37 厚生年金保険の実質的な収支状況の推移

(単位：億円)

	収入合計 (実質)	再掲		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成20年度	309,480	226,905	54,323	339,860	△ 30,380
21	320,463	222,409	77,983	365,599	△ 45,136
22	319,356	227,252	84,326	379,804	△ 60,448
23	326,080	234,699	84,992	375,420	△ 49,341
24	333,206	241,549	80,583	368,115	△ 34,909

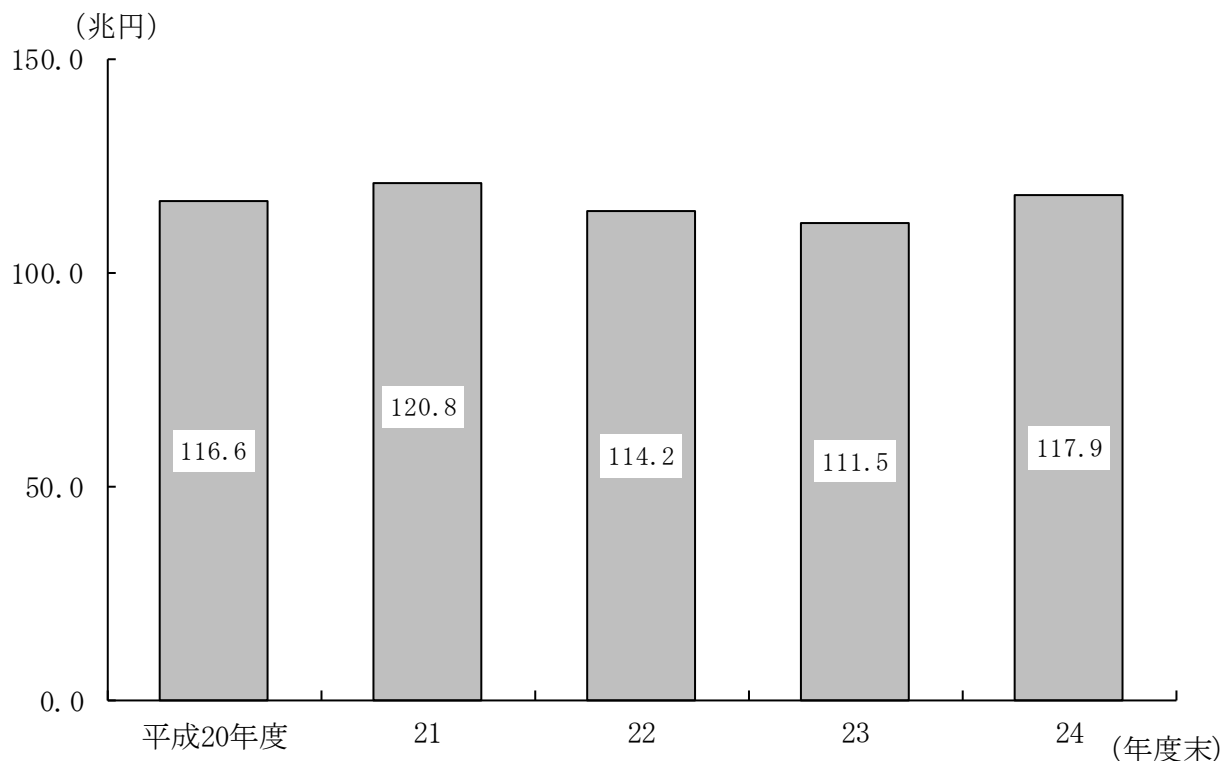
注. 収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

図16 厚生年金保険 収支状況の推移



平成24年度末の時価ベースの厚生年金保険の積立金残高は、117兆9千億円となり、前年度末から6兆4千億円の増加となっている（図17）。

図17 厚生年金保険の積立金の推移（年金特別会計厚生年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人）に寄託して管理運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、厚生年金保険の実質的な収支状況における当該年度の収支差引残に、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 年金積立金全体に係る運用実績（収益率）は、平成20年度△6.83%、平成21年度7.54%、平成22年度△0.26%、平成23年度2.17%、平成24年度9.57%である。なお、平成20年度までは、財務省財政融資資金への預託分を含む。

（出所：「平成24年度 年金積立金運用報告書」）。

4. 国民年金

(1) 被保険者の状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

① 被保険者数

平成24年度末における第2号被保険者を除く被保険者数は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が1,864万人（男子956万人、女子907万人）、第3号被保険者が960万人（男子11万人、女子949万人）となっている。

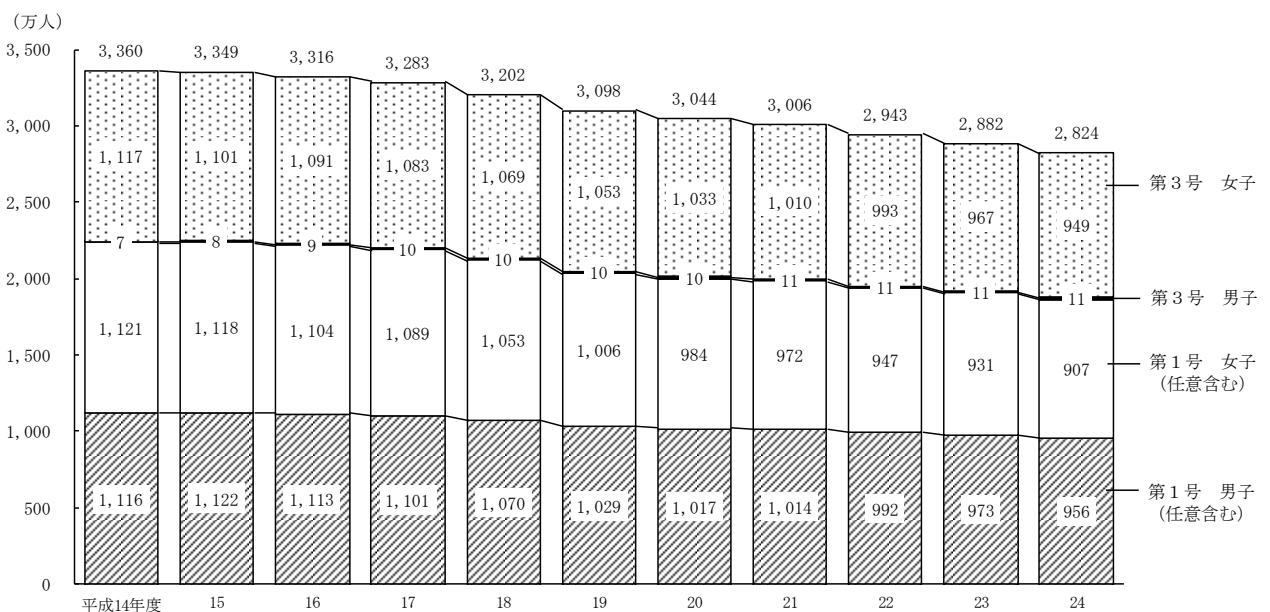
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は41万人、第3号被保険者は18万人の減少となっている（表38、図18）。

表38 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)			第1号被保険者						第3号被保険者		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
平成14年度	22,368	11,156	11,212	22,064	11,077	10,988	304	79	224	11,236	70	11,166
15	22,400	11,217	11,183	22,077	11,130	10,947	323	86	236	11,094	80	11,014
16	22,170	11,133	11,036	21,828	11,040	10,788	342	93	249	10,993	88	10,905
17	21,903	11,010	10,893	21,576	10,920	10,656	327	90	237	10,922	96	10,827
18	21,230	10,696	10,535	20,911	10,606	10,305	320	90	230	10,789	99	10,690
19	20,354	10,292	10,062	20,015	10,194	9,821	339	98	241	10,628	100	10,528
20	20,007	10,170	9,837	19,661	10,068	9,593	346	102	244	10,436	104	10,333
21	19,851	10,135	9,716	19,507	10,030	9,477	344	105	239	10,209	110	10,099
22	19,382	9,915	9,467	19,038	9,808	9,230	345	107	237	10,046	114	9,932
23	19,044	9,730	9,314	18,717	9,624	9,093	327	106	222	9,778	111	9,667
24	18,637	9,563	9,075	18,344	9,466	8,878	294	97	197	9,602	112	9,490

図18 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移



平成24年度末における保険料全額免除者数は587万人（法定免除者数134万人、申請全額免除者数239万人、学生納付特例者数172万人、若年者納付猶予者数42万人）となり、第1号被保険者数（任意加入被保険者を含まない）に占める割合は32.0%（法定免除7.3%、申請全額免除13.1%、学生納付特例9.4%、若年者納付猶予2.3%）で、前年度末と比較して1.6ポイント上昇している。

また、保険料申請一部免除者数は48万人で、前年度末に比べて2万人増加している。第1号被保険者数（任意加入被保険者を含まない）に占める割合は2.6%で、前年度末に比べて0.2ポイント上昇している（表39、図19）。

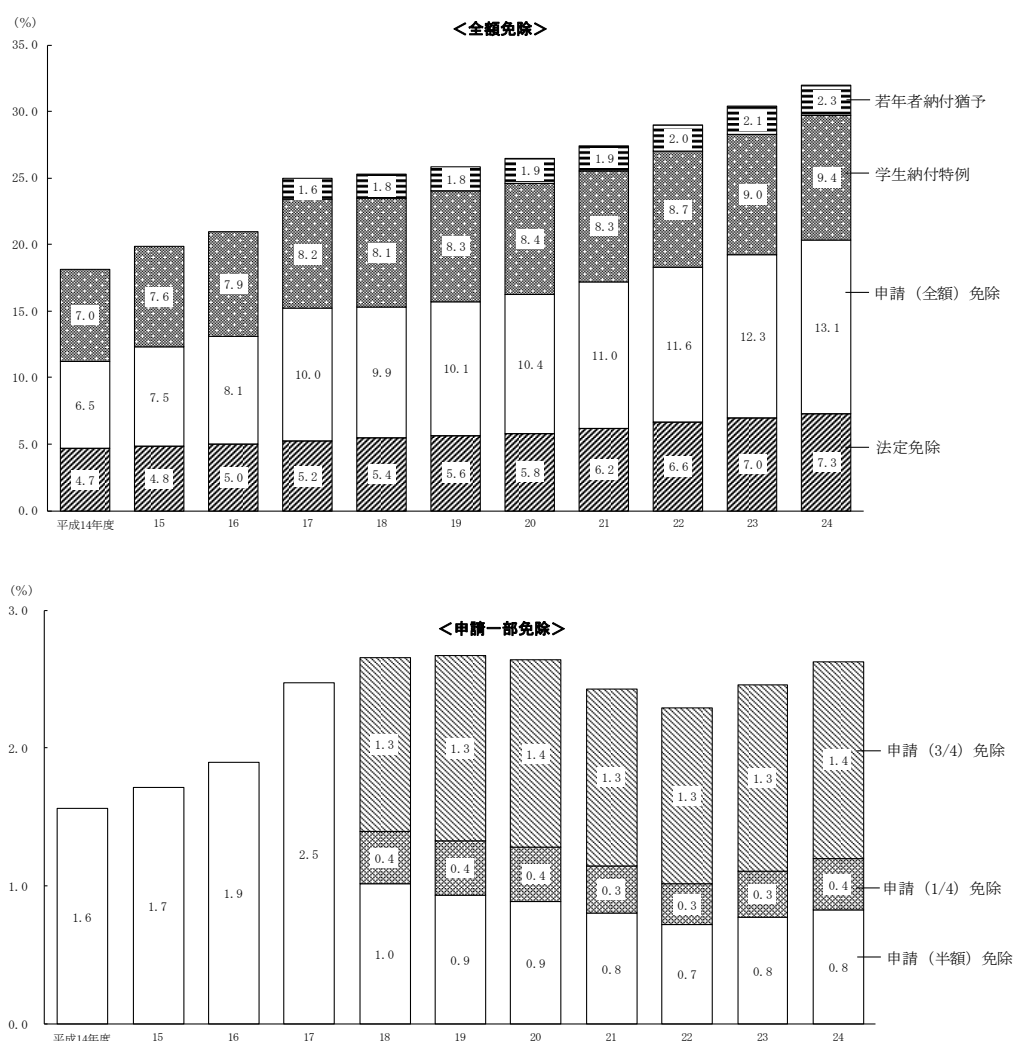
表39 国民年金 保険料全額免除者数、申請一部免除者数の推移

（年度末現在）

年 度	保険料全額免除者数（千人）					全額免除割合（%）					保険料申請一部免除者数（千人）				
	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合 計	申請一部免除割合（%）	申請（3/4）免除	申請（半額）免除	申請（1/4）免除
平成14年度	4,002	1,028	1,437	1,537	・	11.2	4.7	6.5	7.0	・	344	1.6	・	344	・
15	4,388	1,062	1,649	1,676	・	19.9	4.8	7.5	7.6	・	378	1.7	・	378	・
16	4,582	1,093	1,762	1,728	・	21.0	5.0	8.1	7.9	・	414	1.9	・	414	・
17	5,383	1,126	2,156	1,760	341	24.9	5.2	10.0	8.2	1.6	533	2.5	・	533	・
18	5,281	1,135	2,069	1,703	373	25.3	5.4	9.9	8.1	1.8	556	2.7	264	213	79
19	5,173	1,129	2,017	1,657	369	25.8	5.6	10.1	8.3	1.8	535	2.7	270	187	78
20	5,209	1,144	2,043	1,651	371	26.5	5.8	10.4	8.4	1.9	518	2.6	267	175	77
21	5,350	1,203	2,146	1,627	374	27.4	6.2	11.0	8.3	1.9	474	2.4	250	156	67
22	5,513	1,263	2,215	1,659	376	29.0	6.6	11.6	8.7	2.0	436	2.3	243	137	56
23	5,684	1,306	2,300	1,685	393	30.4	7.0	12.3	9.0	2.1	460	2.5	253	145	62
24	5,870	1,336	2,394	1,718	421	32.0	7.3	13.1	9.4	2.3	482	2.6	262	151	69

注1. 全額免除割合とは、保険料全額免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。
 注2. 申請一部免除割合とは、申請（3/4、半額及び1/4）免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。

図19 国民年金 保険料免除割合の推移



② 資格取得の状況

平成24年度の資格取得者数の第1号被保険者数に対する割合は25.8%となっている。第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多い傾向にある(表40)。

表40 国民年金 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数の推移

(単位：万人)

	第1号被保険者数 (任意加入含む) (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者等	第3号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成20年度	2,001	540	27.0	342	73	111	56	55
21	1,985	510	25.7	321	72	105	54	51
22	1,938	464	23.9	283	65	105	55	50
23	1,904	472	24.8	282	77	106	57	49
24	1,864	480	25.8	302	66	104	56	49

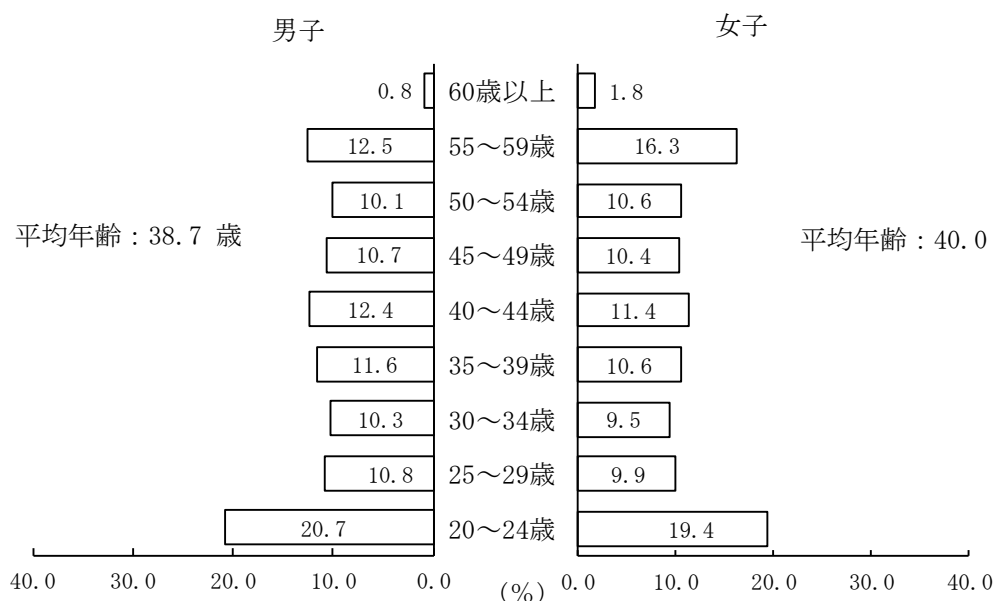
注1. 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

2. 「割合(%)」は、各年度末時点における第1号被保険者数(任意加入被保険者数を含む)に対するものである。

③ 年齢構成

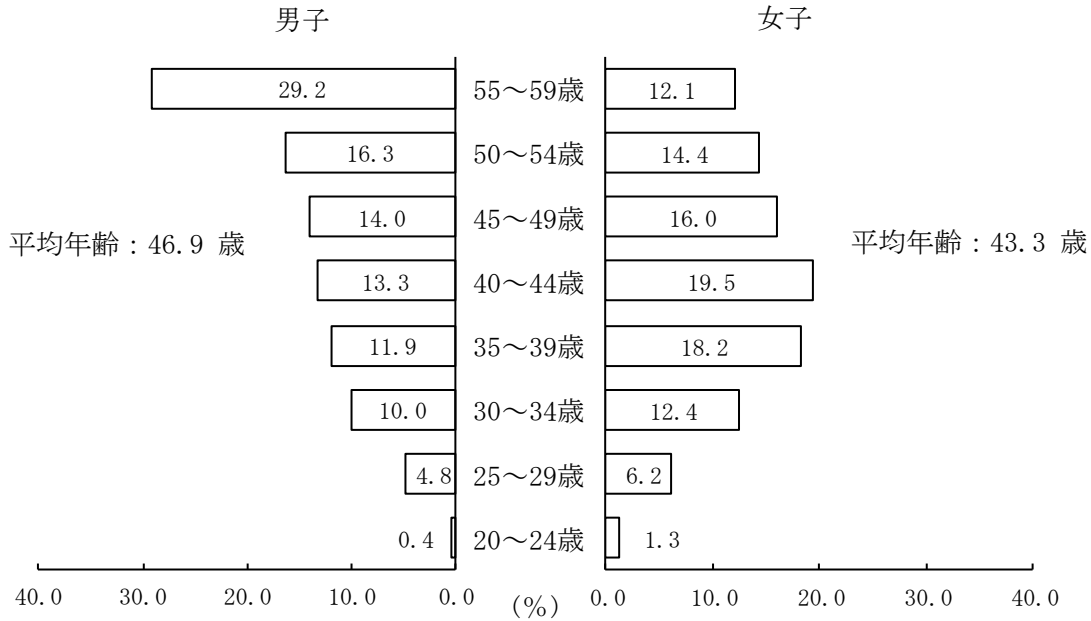
平成24年度末の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第1号被保険者では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は40～44歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は38.7歳、女子は40.0歳となっている。(図20、図21)。

図20 国民年金 第1号被保険者の年齢構成(平成24年度末)



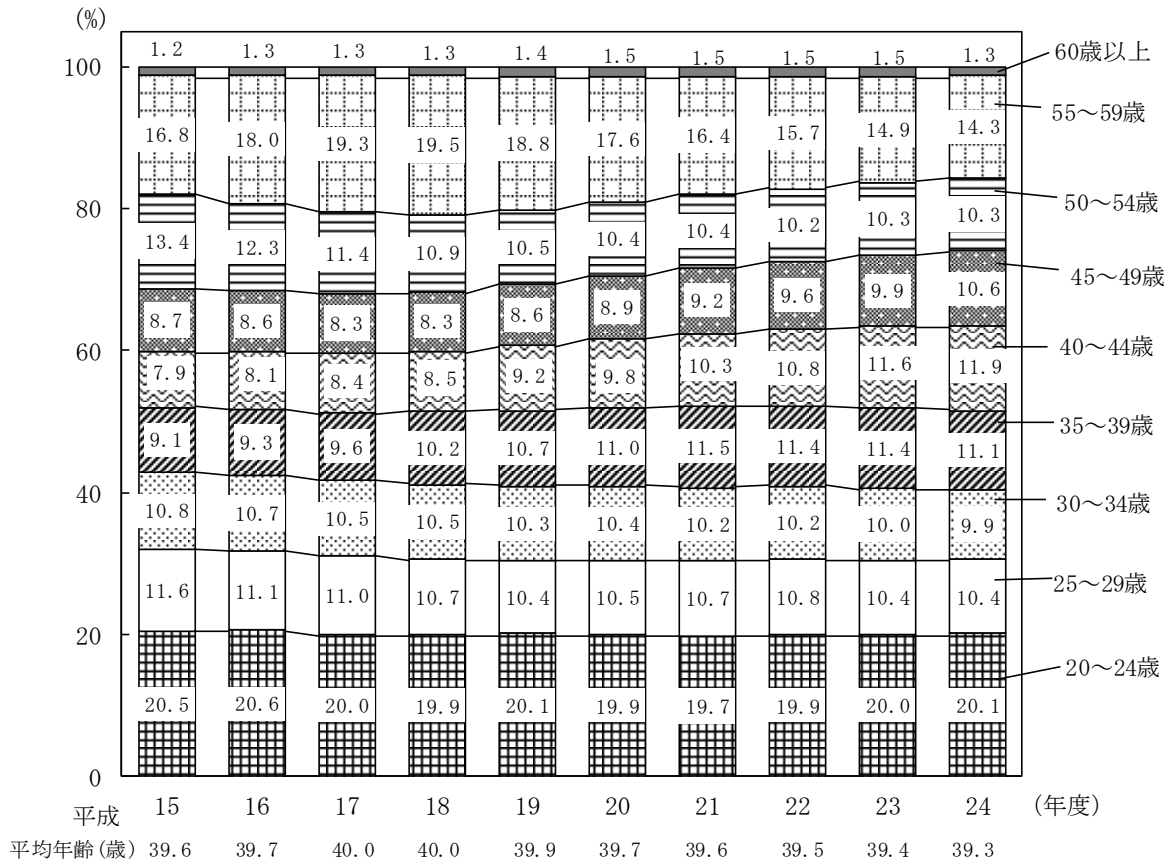
注. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

図21 国民年金 第3号被保険者の年齢構成（平成24年度末）



第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）の年齢構成の推移をみると、いずれの年度でも20～24歳の割合が最も高く、次に55～59歳の割合が高くなっている(図22)。

図22 国民年金 第1号被保険者の年齢構成の推移



注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 注2. 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

④ 保険料の納付状況

平成24年度中に納付された現年度分保険料の納付状況は、納付対象月数が前年度から768万月分（4.8%）の減少、納付月数が前年度に比べ397万月分（4.2%）の減少となった結果、納付率は59.0%となり、前年度の58.6%から0.3ポイントの上昇となっている。

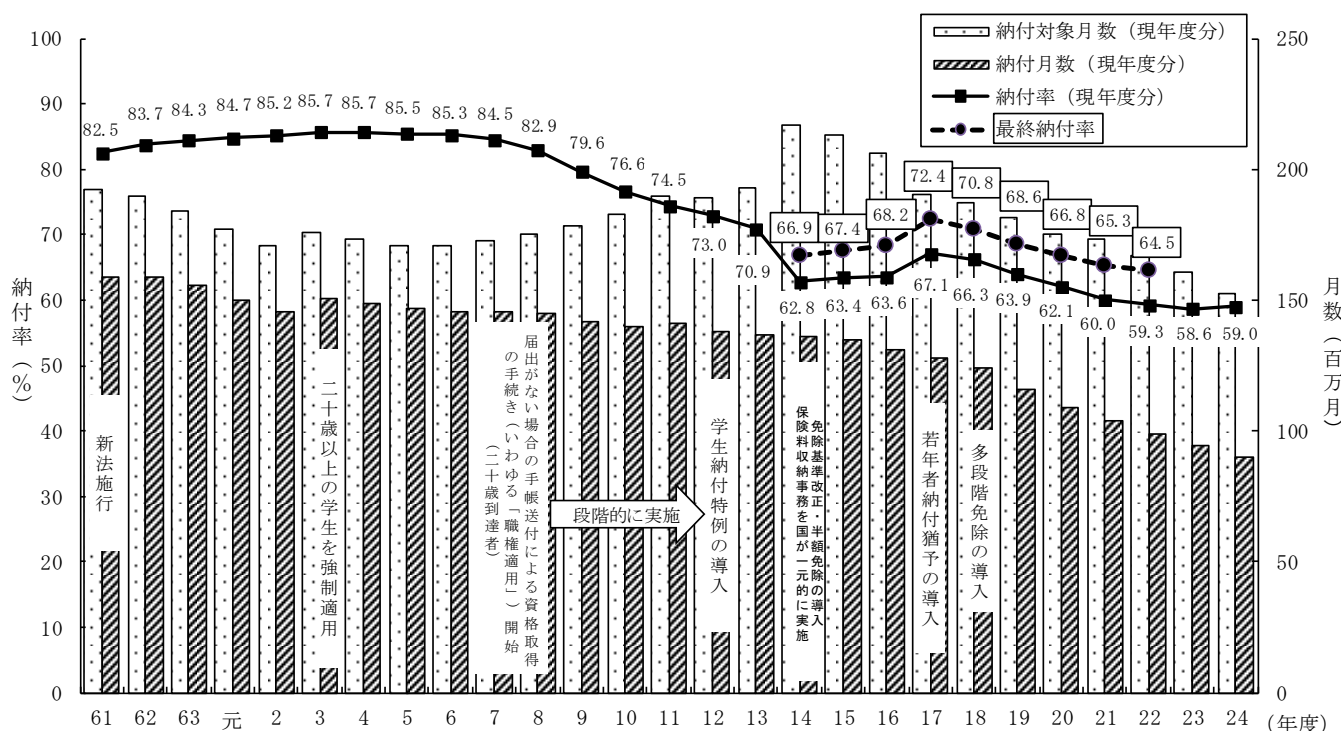
また、平成24年度までに過年度分として納付された保険料を加えた平成22年度分の最終納付率は64.5%となっている（表41、図23）。

表41 国民年金 納付対象月数及び納付月数の推移（現年度分）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
納付対象月数	17,522 (△ 3.5)	17,308 (△ 1.2)	16,679 (△ 3.6)	16,042 (△ 3.8)	15,274 (△ 4.8)
納付月数	10,873 (△ 6.3)	10,381 (△ 4.5)	9,893 (△ 4.7)	9,407 (△ 4.9)	9,010 (△ 4.2)

注. 納付対象月数及び納付月数の（ ）内数値は、対前年度比（%）である。

図23 国民年金 納付率等の推移



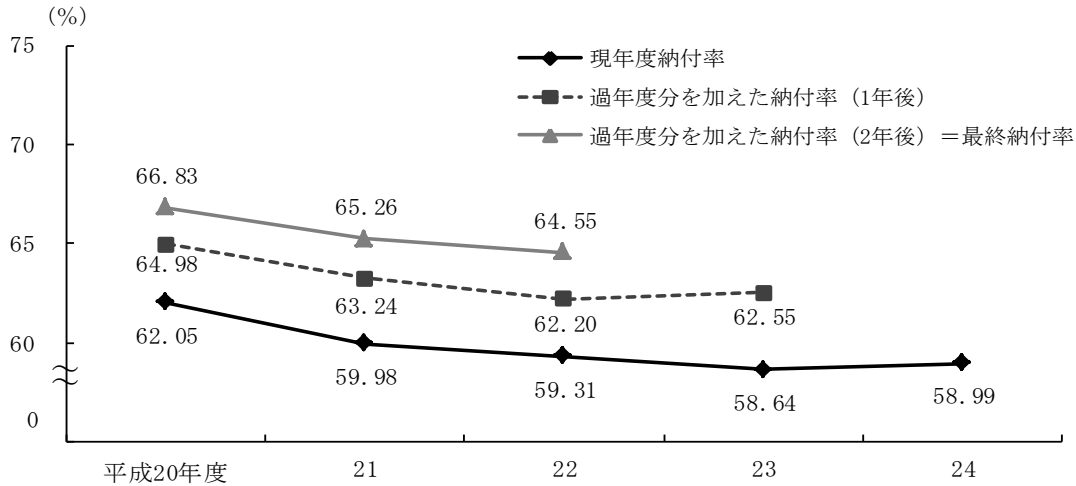
注1. 「納付率」とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度以前については把握していない。

過年度分保険料を加えた納付率の年度推移は、平成22年度分保険料については64.55%、平成23年度分保険料については62.55%となり、前年度末現在における納付率と比較して、それぞれ2.35ポイントの伸び、3.91ポイントの伸びとなっている（図24）。

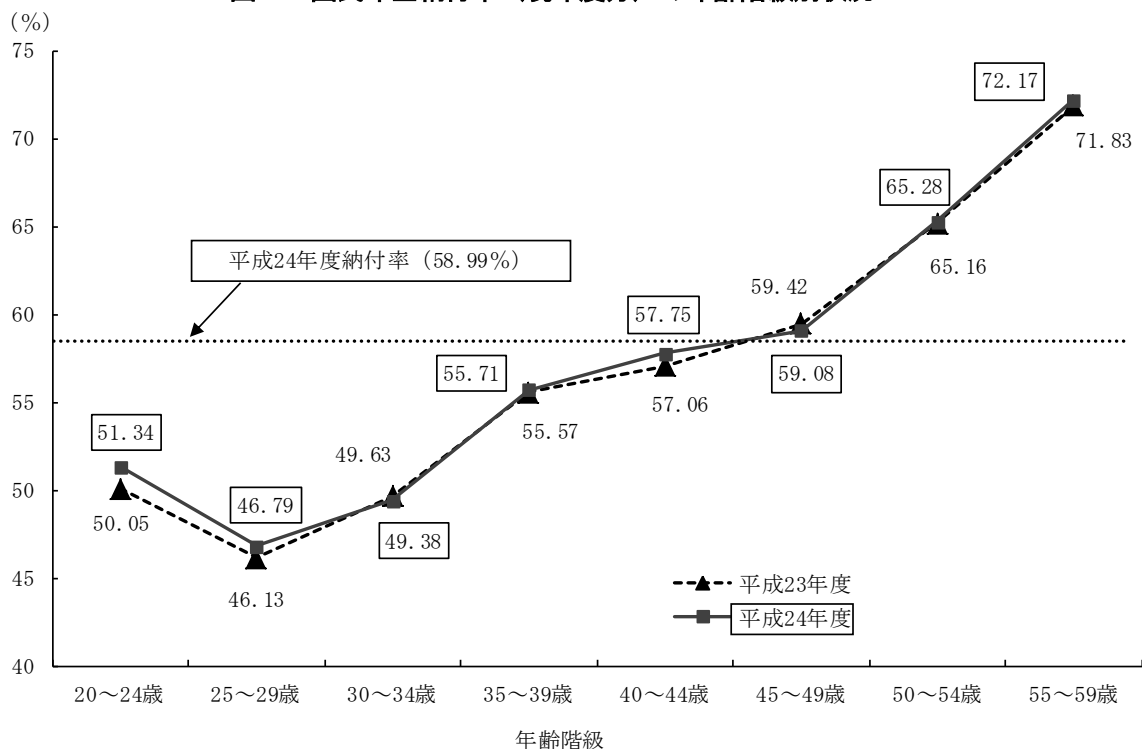
図24 国民年金納付率の推移



- 注1. 各年度における「現年度納付率」とは、当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。納付率とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。
2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度分を加えた納付率（1年後）」とは翌年度までに、「過年度分を加えた納付率（2年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

平成24年度の納付率を5歳階級別にみると、おおむね年齢が若いほど低くなっている。また、前年度と比較すると、30～34歳、45～49歳を除くすべての年齢階級において納付率が上昇している（図25）。

図25 国民年金納付率（現年度分）の年齢階級別状況



⑤ 納付率の変化要因

平成24年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、図26のとおりとなっている。

- 納付対象月数が全体の約7割を占める、「2年間引き続き第1号被保険者であって、両年度とも納付対象月のある者」の平成24年度の納付率は61.16%となっており、前年度と比べて1.03ポイント上昇している。
- 「23年度は全額免除者で、24年度は納付対象月がある者」や「20歳に到達した者」のうち「手帳送付者」の納付率は低くなっている。

図26 国民年金 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成23年度のみ 納付対象月がある者		平成24年度のみ 納付対象月がある者		
1号資格喪失者	23年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 76.50% (納付対象月 328万月)	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 61.16% (納付対象月 11,131万月)	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 61.16% (納付対象月 11,131万月)	
	その他平成23年度中に資格喪失した者 納付率 57.97% (納付対象月 1,265万月)		24年度中に60歳に到達した者 納付率 79.13% (納付対象月 307万月)	
	申請全額免除者 納付率 18.98% (納付対象月 212万月)		23年度は全額免除で、24年度は納付対象月がある者	申請全額免除者 納付率 28.14% (納付対象月 239万月)
	学生納付特例者等 納付率 20.03% (納付対象月 249万月)			学生納付特例者等 納付率 39.44% (納付対象月 257万月)
23年度は納付対象月があり、24年度は全額免除の者	24年度中に60歳に到達した者 納付率 76.44% (納付対象月 557万月)	新規資格取得者	20歳に到達した者 納付率 46.59% (納付対象月 235万月)	
両年度とも納付対象月がある者	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 54.37% (納付対象月 2,059万月)		手帳送付者 納付率 23.17% (納付対象月 144万月)	
			それ以外の者 納付率 83.38% (納付対象月 91万月)	
		2号からの移行者等 納付率 56.79% (納付対象月 641万月)		
		3号からの移行者 納付率 72.64% (納付対象月 192万月)		
		その他 納付率 16.91% (納付対象月 256万月)		

注：(※) 3号不整合対象者の納付対象期間を含めた全体の納付率は58.64% (平成23年度) / 58.99% (平成24年度)

注1. 第3号被保険者不整合記録(※)問題への対応として、平成23年11月から、直近2年間に不整合記録を有している者に対し、種別変更の勸奨状を送付し、届出がない場合は職権による種別変更を行っている。「3号不整合対象者の納付対象期間」とは、第3号被保険者不整合記録となっていた期間及びそれに連続する納付対象期間をいう。
 (※) 第3号被保険者が第1号被保険者になった場合の届出がされていないため、実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として管理されている年金記録。
 2. 被保険者属性別の納付率及び納付対象月には、3号不整合対象者の納付対象期間を含まない。
 3. 「20歳に到達した者」のうち、「手帳送付者」とは、加入届が未届である者に対して、手帳送付による資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）をした者であり、「それ以外の者」とは、自ら届出を行い被保険者となった者である。

平成24年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化+0.35ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、表42のとおりとなっている。

- 2年間引き続き第1号被保険者である者による影響・・・+0.79ポイント
- 23年度は申請全額免除者で、24年度に納付対象月がある者による影響・・・△0.48ポイント
- 23年度は学生納付特例者等で、24年度に納付対象月がある者による影響・・・△0.32ポイント

表42 国民年金 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				△ 0.92	1.27	0.35
被 保 険 者 属 性	平成23年度のみ 納付対象月がある者	1号資格喪失者	23年度中に60歳に到達した者	△ 0.36	・	△ 0.36
			その他23年度中に資格喪失した者	0.05	・	0.05
		23年度は納付対象月があり、 24年度は全額免除の者	申請全額免除者	0.52	・	0.52
			学生納付特例者等	0.60	・	0.60
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.04	0.75	0.79
		24年度中に60歳に到達した者		△ 0.26	0.05	△ 0.21
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		0.00	0.44	0.44
	平成24年度のみ 納付対象月がある者	23年度は全額免除で、 24年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	△ 0.48	・	△ 0.48
			学生納付特例者等	△ 0.32	・	△ 0.32
		新規資格取得者	20歳に到達した者	△ 0.19	・	△ 0.19
			2号からの移行者等	△ 0.08	・	△ 0.08
			3号からの移行者	0.18	・	0.18
			その他	△ 0.70	・	△ 0.70
		3号不整合対象者の納付対象期間				0.08

注. 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成24年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（0.35ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

⑥ 都道府県別の保険料納付状況

平成24年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、昨年度同様、島根、新潟、福井となっている。反対に低かった下位3都府県は、沖縄、大阪、東京となっている。前年度の納付率との変化に着目すると、納付率は37都道府県では上昇し、10府県では低下している。納付率の低下幅が大きかった下位3県は、千葉、大分、鳥取となっている（表43）。

表43 国民年金 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成23年度（現年度分）				平成24年度（現年度分）				納付率の変化		全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	（%）	順位	（%）	順位
全 国	16,042	9,407	58.64		15,274	9,010	58.99		0.35		0.35	
北 海 道	636	369	58.01	33	599	353	58.89	33	0.88	11	0.03	3
青 森 県	178	101	56.76	39	165	96	57.91	36	1.15	5	0.01	8
岩 手 県	153	100	65.19	15	139	93	66.64	12	1.44	3	0.01	12
宮 城 県	297	170	57.13	37	277	163	58.67	34	1.54	2	0.03	5
秋 田 県	117	79	67.69	7	108	74	68.74	7	1.04	6	0.01	21
山 形 県	131	90	69.17	4	121	85	69.89	5	0.72	17	0.00	27
福 島 県	226	134	59.02	31	210	129	61.52	28	2.51	1	0.03	4
茨 城 県	427	240	56.21	40	406	229	56.23	41	0.02	37	0.00	36
栃 木 県	277	156	56.19	41	261	148	56.84	39	0.64	19	0.01	10
群 馬 県	272	168	61.87	26	259	160	61.82	27	△ 0.05	40	△ 0.00	43
埼 玉 県	1,017	566	55.67	42	977	543	55.53	44	△ 0.14	44	△ 0.01	45
千 葉 県	854	487	57.03	38	817	464	56.80	40	△ 0.22	47	△ 0.01	47
東 京 都	2,073	1,143	55.11	44	2,002	1,106	55.23	45	0.12	34	0.01	15
神 奈 川 県	1,211	697	57.53	34	1,175	676	57.55	37	0.02	36	0.00	38
新 潟 県	257	182	70.67	2	241	172	71.40	2	0.73	16	0.01	17
富 山 県	110	76	69.11	5	104	73	69.89	4	0.78	14	0.00	22
石 川 県	128	88	68.64	6	121	84	69.47	6	0.82	12	0.01	19
福 井 県	83	58	69.77	3	79	55	70.34	3	0.58	21	0.00	30
山 梨 県	114	73	64.46	18	108	70	64.75	17	0.29	30	0.00	31
長 野 県	253	171	67.51	9	242	163	67.44	10	△ 0.06	41	△ 0.00	40
岐 阜 県	259	175	67.61	8	245	167	68.18	8	0.57	22	0.01	16
静 岡 県	474	299	63.06	20	447	284	63.53	20	0.47	24	0.01	9
愛 知 県	924	572	61.93	25	883	554	62.73	23	0.80	13	0.05	1
三 重 県	218	143	65.69	12	205	137	66.97	11	1.29	4	0.02	7
滋 賀 県	154	101	65.30	14	148	97	65.67	15	0.38	25	0.00	25
京 都 府	313	188	60.10	30	298	182	61.10	29	1.00	9	0.02	6
大 阪 府	1,125	559	49.68	46	1,081	536	49.61	46	△ 0.07	42	△ 0.01	46
兵 庫 県	644	369	57.29	35	613	353	57.53	38	0.24	32	0.01	14
奈 良 県	170	106	62.38	22	161	101	62.37	25	△ 0.01	39	△ 0.00	39
和 歌 山 県	126	84	67.14	10	118	80	67.86	9	0.72	18	0.00	23
鳥 取 県	61	39	64.63	17	58	37	64.49	18	△ 0.14	45	△ 0.00	41
島 根 県	63	45	71.36	1	59	42	71.58	1	0.22	33	0.00	37
岡 山 県	190	120	63.02	21	184	116	63.01	21	△ 0.01	38	0.00	35
広 島 県	307	196	63.77	19	293	187	63.86	19	0.09	35	0.00	32
山 口 県	140	92	65.65	13	133	88	65.98	14	0.32	28	0.00	29
徳 島 県	83	52	62.37	23	78	49	62.61	24	0.25	31	0.00	34
香 川 県	103	67	64.91	16	99	64	64.79	16	△ 0.12	43	△ 0.00	42
愛 媛 県	153	100	65.71	11	143	94	66.28	13	0.57	23	0.00	26
高 知 県	85	52	61.78	27	80	49	62.10	26	0.32	29	0.00	33
福 岡 県	550	302	54.86	45	519	290	55.89	42	1.02	8	0.04	2
佐 賀 県	96	59	62.13	24	90	56	62.76	22	0.63	20	0.00	28
長 崎 県	170	94	55.23	43	159	88	55.60	43	0.37	26	0.00	24
熊 本 県	220	133	60.29	29	206	126	61.05	30	0.76	15	0.01	13
大 分 県	110	66	60.49	28	103	62	60.29	31	△ 0.20	46	△ 0.00	44
宮 崎 県	129	76	58.67	32	119	71	59.70	32	1.03	7	0.01	18
鹿 児 島 県	174	100	57.19	36	162	94	58.17	35	0.98	10	0.01	11
沖 縄 県	188	72	38.14	47	178	69	38.49	47	0.35	27	0.01	20

注。「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成24年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（+0.35ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成24年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給者数は3,031万人となっており、前年度末と比べると118万人の増加となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が2,753万人（受給者数の90.8%）、通算老齢年金（旧法）が89万人（同2.9%）、障害年金が177万人（同5.8%）、遺族年金が11万人（同0.4%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金が125万人、障害年金が3万人の増加となっている一方、通算老齢年金（旧法）が9万人、遺族年金が4千人の減少となっている（表44、表45）。

<旧法拠出制>

平成24年度末における旧法拠出制年金の受給者数は239万人で、この内訳は、老齢年金が141万人（旧法拠出制年金受給者数の59.0%）、通算老齢年金が89万人（同37.3%）、障害年金が7万人（同3.0%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が2万人（同0.8%）となっている。

平成24年度末における老齢年金受給者数のうち、5年年金（国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時50～54歳の高齢任意加入対象者が、保険料を5年間納付することにより受けられる特例の老齢年金）の受給者数は2万人（旧法拠出制年金受給者数の0.8%）となっている。また、5年年金以外の年金の受給者数は139万人（同58.2%）となっている。

<基礎年金>

平成24年度末における基礎年金の受給者数は2,791万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,612万人（基礎年金受給者数の93.6%）、障害基礎年金が170万人（同6.1%）、遺族基礎年金が9万人（同0.3%）となっている。

表44 国民年金 受給者数（平成24年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	27,527	90.8	8,004	76.4	1,412	59.0	26,115	93.6
5 年 年 金 以 外	27,508	90.8	7,984	76.2	1,393	58.2	26,115	93.6
繰 上 げ	4,894	16.1	3,216	30.7	954	39.8	3,940	14.1
本 来	22,275	73.5	4,666	44.6	435	18.2	21,841	78.3
繰 下 げ	339	1.1	102	1.0	4	0.2	335	1.2
5 年 年 金	20	0.1	20	0.2	20	0.8	・	・
通 算 老 齢 年 金	893	2.9	893	8.5	893	37.3	・	・
障 害 年 金	1,773	5.8	1,530	14.6	72	3.0	1,701	6.1
遺 族 年 金	113	0.4	46	0.4	18	0.8	95	0.3
合 計	30,305	100.0	10,473	100.0	2,395	100.0	27,911	100.0

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

表45 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金			(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金
平成14年度	21,222	15,643	17,956	14,231	1,691	1,431	1,295	144	118
15	22,111	16,865	18,890	15,418	1,620	1,460	1,331	142	116
16	22,997	18,080	19,820	16,595	1,547	1,491	1,370	139	115
17	23,954	19,377	20,832	17,860	1,470	1,518	1,405	134	112
18	24,968	20,711	21,864	19,128	1,391	1,584	1,474	130	109
19	25,925	21,988	22,872	20,370	1,312	1,615	1,512	126	106
20	26,949	23,311	23,928	21,657	1,250	1,648	1,551	123	104
21	27,787	24,442	24,812	22,751	1,174	1,680	1,590	120	101
22	28,343	25,324	25,424	23,592	1,082	1,717	1,633	120	99
23	29,122	26,421	26,273	24,658	988	1,744	1,666	117	97
24	30,305	27,911	27,527	26,115	893	1,773	1,701	113	95

② 受給権者数

平成24年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給権者数は3,085万人となっており、前年度末と比べると120万人の増加となっている。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が2,778万人（受給権者の90.0%）、通算老齢年金（旧法）が90万人（同2.9%）、障害年金が190万人（同6.2%）、遺族年金が27万人（同0.9%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金は128万人、障害年金は3万人の増加となっているが、通算老齢年金（旧法）は10万人、遺族年金は1万人の減少となっている（表46、表47）。

<旧法拋出制>

平成24年度末における旧法拋出制年金の受給権者数は244万人で、この内訳は、老齢年金が144万人（旧法拋出制年金受給権者数の58.9%）、通算老齢年金が90万人（同36.6%）、障害年金が8万人（同3.2%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が3万人（同1.3%）となっている。

平成24年度末における老齢年金受給権者数のうち、5年年金の受給権者数は2万人（旧法拋出制年金受給権者数の0.9%）となっている。また、5年年金以外の年金の受給権者数は142万人（同58.0%）となっている。

<基礎年金>

平成24年度末における基礎年金の受給権者数は2,841万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,634万人（基礎年金受給権者数の92.7%）、障害基礎年金が183万人（同6.4%）、遺族基礎年金が24万人（同0.9%）となっている。

表46 国民年金 受給権者数（平成24年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	27,782	90.0	8,066	75.4	1,441	58.9	26,341	92.7
5 年 年 金 以 外	27,760	90.0	8,044	75.2	1,419	58.0	26,341	92.7
繰 上 げ	4,913	15.9	3,231	30.2	967	39.5	3,946	13.9
本 来	22,509	73.0	4,711	44.1	449	18.4	22,060	77.7
繰 下 げ	339	1.1	102	1.0	4	0.2	335	1.2
5 年 年 金	22	0.1	22	0.2	22	0.9	・	・
通 算 老 齢 年 金	895	2.9	895	8.4	895	36.6	・	・
障 害 年 金	1,902	6.2	1,634	15.3	77	3.2	1,825	6.4
遺 族 年 金	274	0.9	99	0.9	32	1.3	243	0.9
合 計	30,853	100.0	10,695	100.0	2,445	100.0	28,409	100.0

注。「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

表47 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金			(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金
平成14年度	21,653	15,974	18,053	14,269	1,697	1,543	1,396	360	309
15	22,544	17,203	18,985	15,459	1,625	1,580	1,441	353	304
16	23,431	18,424	19,915	16,639	1,552	1,619	1,488	345	298
17	24,393	19,729	20,929	17,909	1,474	1,655	1,531	335	290
18	25,420	21,083	22,007	19,227	1,396	1,692	1,575	325	282
19	26,387	22,377	23,031	20,488	1,317	1,726	1,616	314	273
20	27,433	23,727	24,111	21,801	1,254	1,763	1,660	305	266
21	28,286	24,879	25,015	22,919	1,178	1,799	1,702	295	258
22	28,857	25,779	25,642	23,775	1,086	1,839	1,749	291	254
23	29,649	26,895	26,504	24,858	991	1,870	1,787	284	250
24	30,853	28,409	27,782	26,341	895	1,902	1,825	274	243

③ 老齢年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

平成24年度末の基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の老齢年金受給権者全体（804万人）のうち、繰上げ受給者は323万人（繰上げ受給率40.2%）であり、繰下げ受給者は10万人（繰下げ受給率1.3%）となっている。

また、平成24年度に新規裁定された基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の老齢年金受給権者（累計で26万人）のうち、繰上げ受給者は5万人（繰上げ受給率18.5%）であり、繰下げ受給者は3千人（繰下げ受給率1.2%）となっている（表48）。

表48 国民年金 老齢年金繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成20年度	8,777,593	3,951,407	45.0	4,731,306	53.9	94,880	1.1
21	8,550,449	3,754,257	43.9	4,699,702	55.0	96,490	1.1
22	8,321,663	3,567,506	42.9	4,654,347	55.9	99,810	1.2
23	8,162,673	3,402,978	41.7	4,658,484	57.1	101,211	1.2
24	8,044,326	3,231,089	40.2	4,711,412	58.6	101,825	1.3

（新規裁定、単位：人、%）

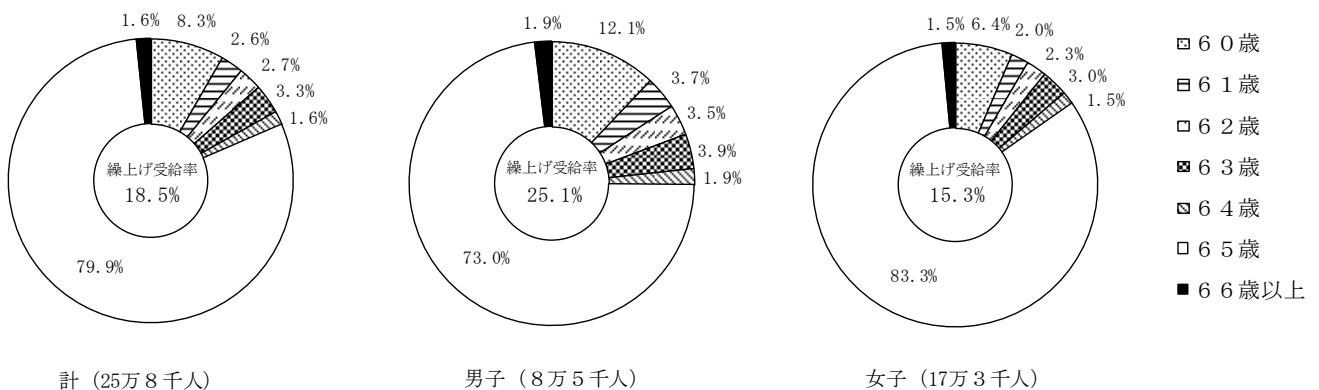
	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成20年度	264,039	58,184	22.0	199,574	75.6	6,281	2.4
21	231,764	52,737	22.8	173,629	74.9	5,398	2.3
22	206,846	55,648	26.9	145,044	70.1	6,154	3.0
23	219,051	55,382	25.3	159,905	73.0	3,764	1.7
24	258,228	47,790	18.5	207,340	80.3	3,098	1.2

注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者総数に占める割合である。

図27は平成24年度の新規裁定者のうち、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者について受給権発生時の年齢別の割合をみたものである。繰上げ受給率は18.5%（男子25.1%、女子15.3%）であり、60歳で受給を開始したものは8.3%（男子12.1%、女子6.4%）となっている。また、本来の65歳で受給を開始したものは79.9%（男子73.0%、女子83.3%）となっている。

図27 国民年金 老齢年金 受給権発生時年齢別受給権者数（平成24年度新規裁定）

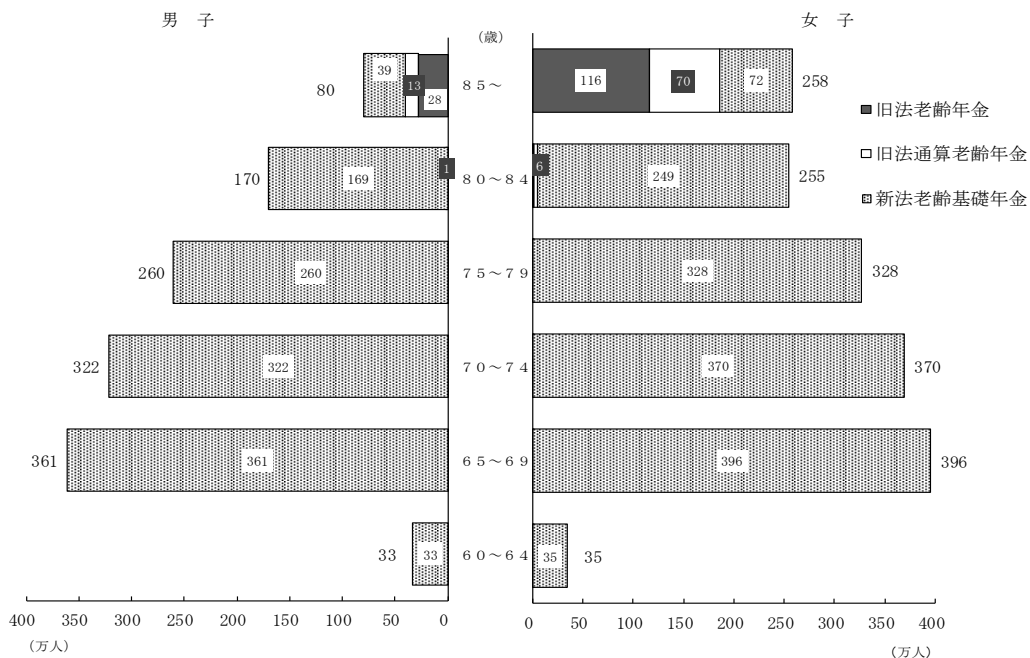


注. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

平成24年度末の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ）の受給権者数は2,868万人（男子1,226万人、女子1,642万人）である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女とも65～69歳が最も多く、それぞれ361万人、396万人となっている（図28）。

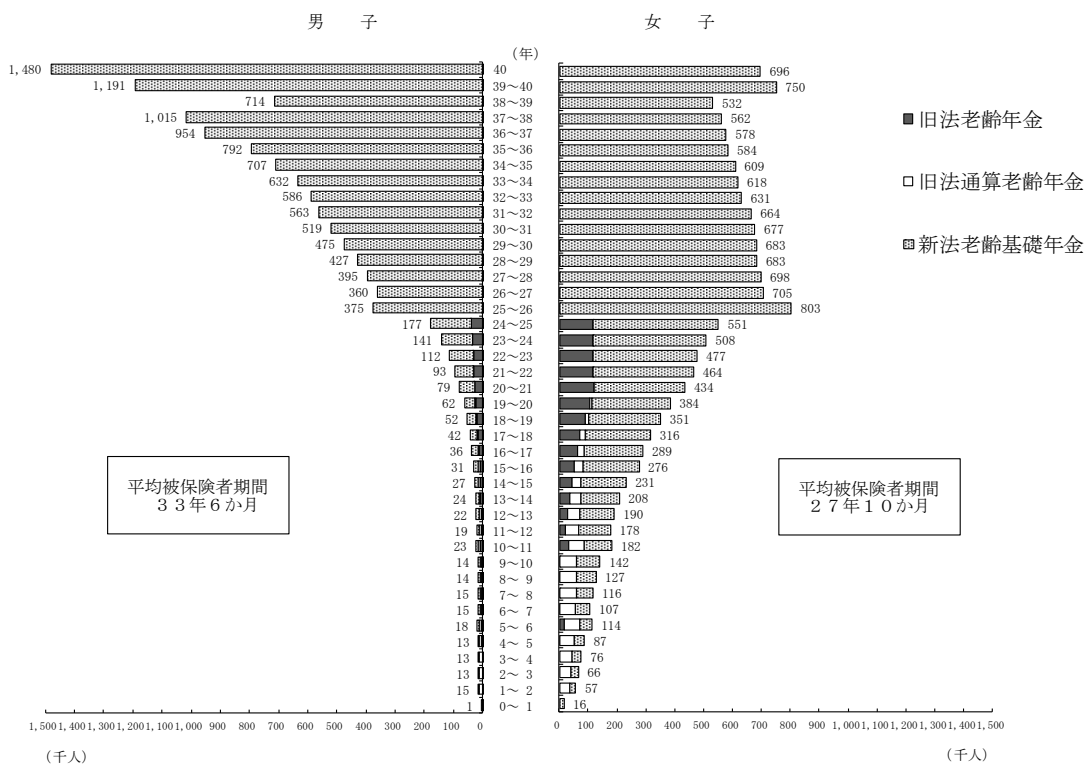
図28 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成24年度末）



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成24年度末における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は図29のとおりである。老齢年金の受給要件のうち期間に関する要件が被保険者期間25年以上であるため、男女とも25年以上の者が多くなっている。老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が33年6か月、女子が27年10か月である。

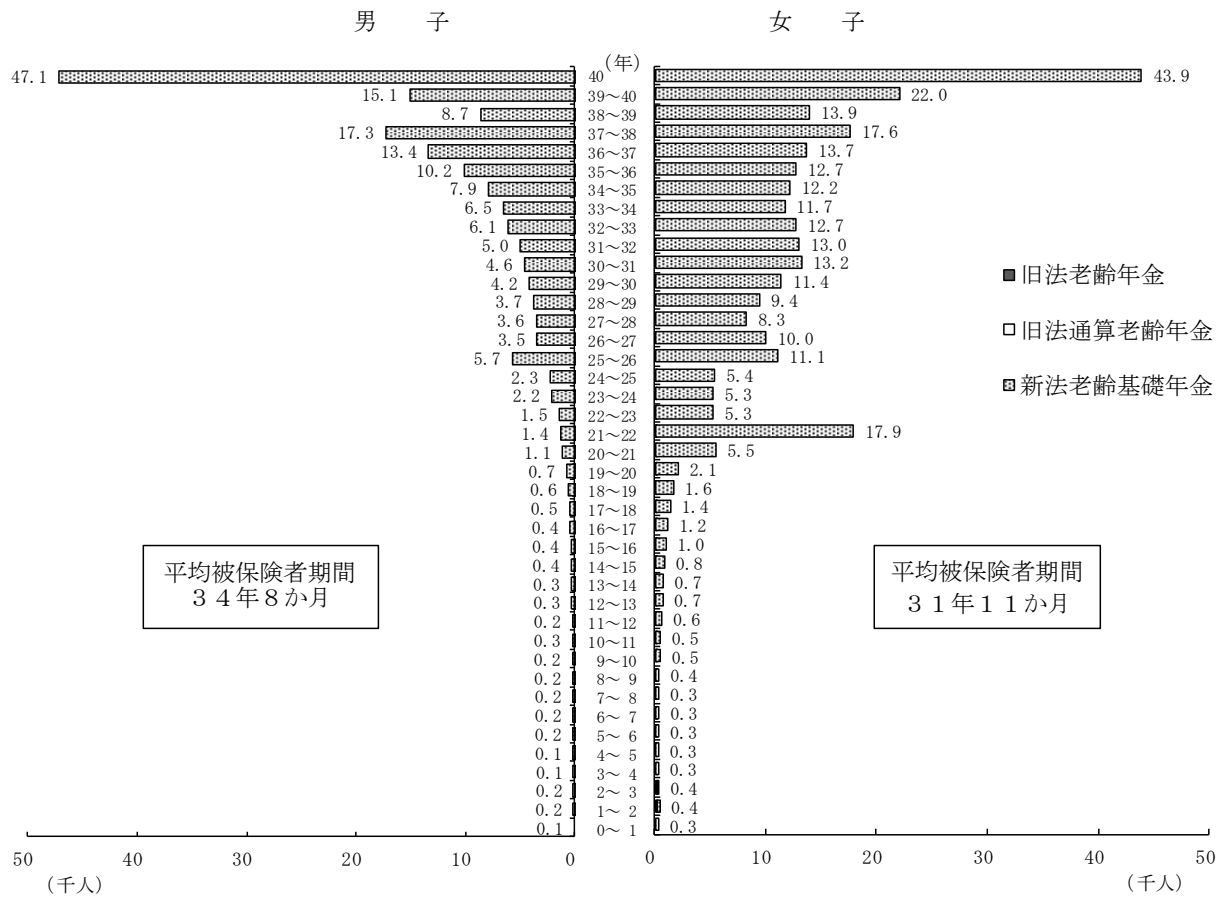
図29 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成24年度末）



老齢給付の平成24年度新規裁定者は47万人で、その被保険者期間別分布は図30のとおりである。男女とも被保険者期間が40年以上の者が最も多くなっている。

なお、老齢基礎年金の新規裁定者のうち被保険者期間25年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を有する者等である。

図30 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成24年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成24年度末における国民年金の受給者の年金総額は19兆9,912億円となっており、前年度末と比べると、8,745億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が18兆1,205億円、年金総額の90.6%を占め、通算老齢年金が1,988億円（同1.0%）、障害年金が1兆5,630億円（同7.8%）、遺族年金が1,089億円（同0.5%）となっている（表49）。

<旧法拋出制>

平成24年度末における旧法拋出制の受給者の年金総額は9,556億円で、この内訳は老齢年金が6,848億円（旧法拋出制年金の年金総額の71.7%）、通算老齢年金が1,988億円（同20.8%）、障害年金が637億円（同6.7%）、遺族年金が83億円（同0.9%）となっている。

<基礎年金>

平成24年度末における基礎年金の受給者の年金総額は19兆356億円で、この内訳は老齢基礎年金が17兆4,357億円（基礎年金の年金総額の91.6%）、障害基礎年金が1兆4,993億円（同7.9%）、遺族基礎年金が1,006億円（同0.5%）となっている。

表49 国民年金 受給者年金総額（平成24年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	181,205	90.6	48,011	75.1	6,848	71.7	174,357	91.6
5 年 年 金 以 外	181,126	90.6	47,931	75.0	6,768	70.8	174,357	91.6
繰 上 げ	23,852	11.9	15,323	24.0	3,973	41.6	19,880	10.4
本 来	154,025	77.0	31,657	49.5	2,757	28.9	151,268	79.5
繰 下 げ	3,248	1.6	952	1.5	38	0.4	3,210	1.7
5 年 年 金	79	0.0	79	0.1	79	0.8	・	・
通 算 老 齢 年 金	1,988	1.0	1,988	3.1	1,988	20.8	・	・
障 害 年 金	15,630	7.8	13,546	21.2	637	6.7	14,993	7.9
遺 族 年 金	1,089	0.5	369	0.6	83	0.9	1,006	0.5
合 計	199,912	100.0	63,914	100.0	9,556	100.0	190,356	100.0

注. 基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

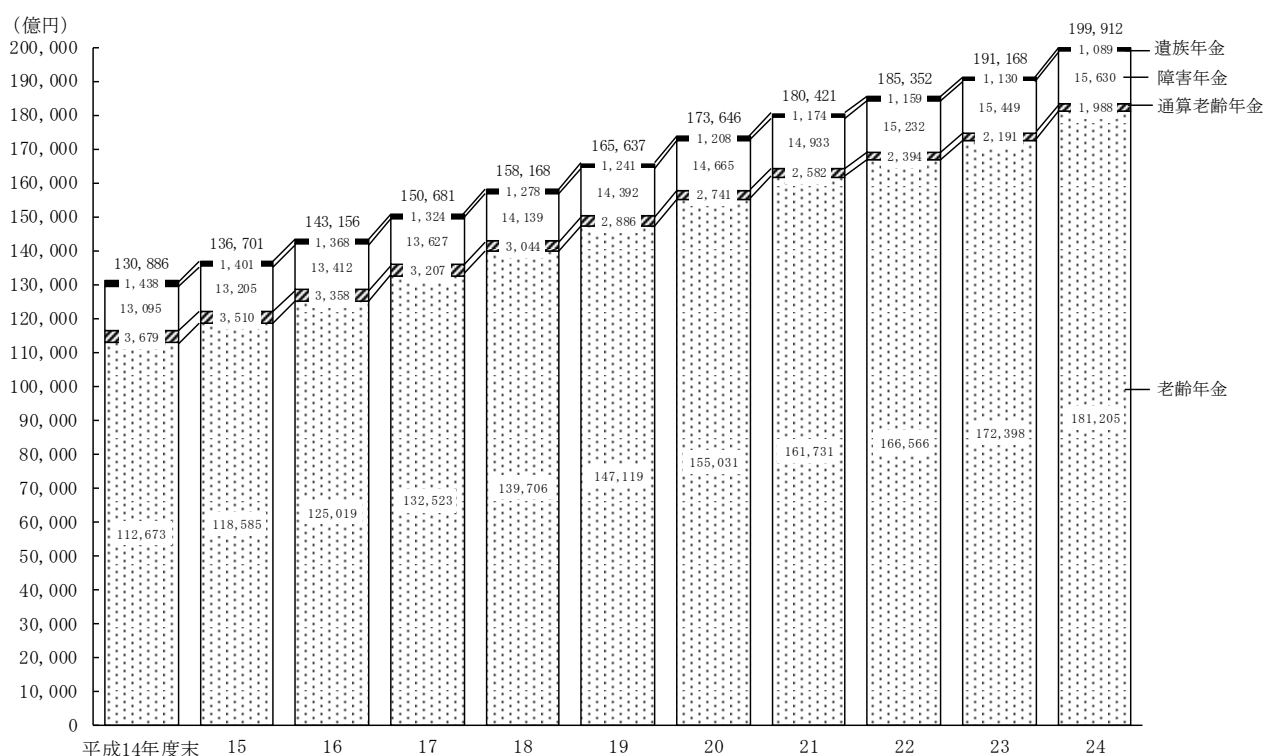
受給者の年金総額の推移を年金種別別にみると、前年度末と比較して老齢年金が8,807億円の増加、通算老齢年金が203億円の減少、障害年金が181億円の増加、遺族年金が41億円の減少となっている（表50、図31）。

表50 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成14年度	130,886	108,209	112,673	95,049	3,679	13,095	11,857	1,438	1,304
15	136,701	115,569	118,585	102,246	3,510	13,205	12,049	1,401	1,274
16	143,156	123,409	125,019	109,833	3,358	13,412	12,329	1,368	1,247
17	150,681	132,297	132,523	118,465	3,207	13,627	12,614	1,324	1,218
18	158,168	141,092	139,706	126,753	3,044	14,139	13,157	1,278	1,182
19	165,637	149,838	147,119	135,220	2,886	14,392	13,472	1,241	1,146
20	173,646	159,094	155,031	144,174	2,741	14,665	13,804	1,208	1,116
21	180,421	167,047	161,731	151,839	2,582	14,933	14,126	1,174	1,082
22	185,352	173,264	166,566	157,719	2,394	15,232	14,482	1,159	1,064
23	191,168	180,381	172,398	164,585	2,191	15,449	14,757	1,130	1,039
24	199,912	190,356	181,205	174,357	1,988	15,630	14,993	1,089	1,006

図31 国民年金 受給者年金総額の推移



② 平均年金月額

平成24年度末の国民年金受給者の平均年金月額は、老齢年金が5万5千円、通算老齢年金が1万9千円、障害年金が7万3千円、遺族年金が8万1千円となっている（表51、表52）。

老齢年金受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万1千円、本来が5万8千円、繰下げが8万円となっている。

表51 国民年金 受給者の平均年金月額（平成24年度末）

（単位：円）

	合 計	（再掲）基礎のみ・旧国年		
		旧法拠出制年金	基礎年金	
老 齢 年 金	54,856	49,987	40,411	55,637
5 年 年 金 以 外	54,871	50,026	40,502	55,637
繰 上 げ	40,616	39,699	34,694	42,051
本 来	57,622	56,537	52,862	57,716
繰 下 げ	79,961	77,880	86,182	79,892
5 年 年 金	33,892	33,892	33,892	・
通 算 老 齢 年 金	18,561	18,561	18,561	・
障 害 年 金	73,479	73,759	73,895	73,461
遺 族 年 金	80,534	66,858	38,400	88,601
合 計	54,972	50,857	33,255	56,835

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

表52 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

年 度	老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		（再掲）基礎年金			（再掲）基礎年金		（再掲）基礎年金
平成14年度	52,291	55,659	18,135	76,263	76,321	83,326	92,227
15	52,314	55,264	18,058	75,385	75,422	82,297	91,215
16	52,565	55,153	18,090	74,964	74,984	81,935	90,735
17	53,012	55,276	18,186	74,789	74,794	82,299	90,490
18	53,249	55,222	18,232	74,400	74,397	82,233	90,081
19	53,602	55,317	18,325	74,282	74,273	81,844	89,827
20	53,992	55,477	18,275	74,172	74,156	81,675	89,676
21	54,320	55,615	18,321	74,060	74,041	81,254	89,581
22	54,596	55,711	18,432	73,936	73,912	80,781	89,499
23	54,682	55,623	18,486	73,816	73,801	80,424	88,958
24	54,856	55,637	18,561	73,479	73,461	80,534	88,601

老齢基礎年金の受給者数は、平成24年度末現在で2,612万人となっており、平均年金月額は5万6千円となっている（表53）。

表53 国民年金 老齢基礎年金受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成20年度	2,166	55,477	354	40,692	1,787	58,083	25	78,645
21	2,275	55,615	365	41,060	1,883	58,092	27	79,368
22	2,359	55,711	376	41,330	1,953	58,084	31	81,018
23	2,466	55,623	386	41,659	2,048	57,861	32	80,507
24	2,612	55,637	394	42,051	2,184	57,716	33	79,892

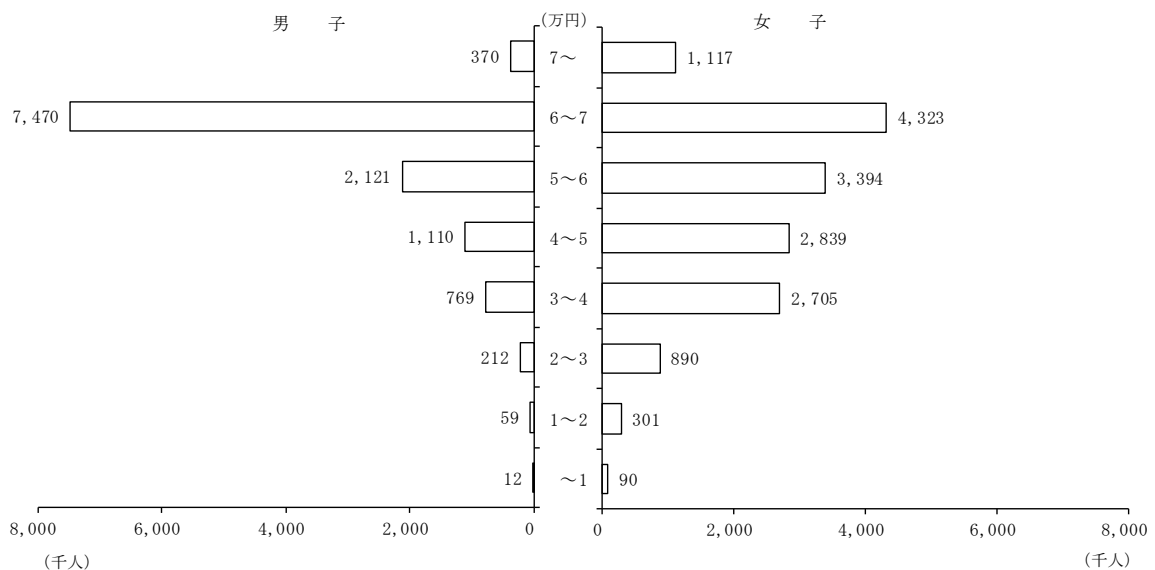
③ 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

平成24年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表54及び図32である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表54 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成24年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	27,782	100.0	12,121	100.0	15,660	100.0
万円以上 万円未満						
～ 1	102	0.4	12	0.1	90	0.6
1 ～ 2	360	1.3	59	0.5	301	1.9
2 ～ 3	1,102	4.0	212	1.7	890	5.7
3 ～ 4	3,474	12.5	769	6.3	2,705	17.3
4 ～ 5	3,949	14.2	1,110	9.2	2,839	18.1
5 ～ 6	5,515	19.9	2,121	17.5	3,394	21.7
6 ～ 7	11,792	42.4	7,470	61.6	4,323	27.6
7 ～	1,487	5.4	370	3.1	1,117	7.1
平均年金月額（円）	54,783		59,111		51,433	

図32 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成24年度末）

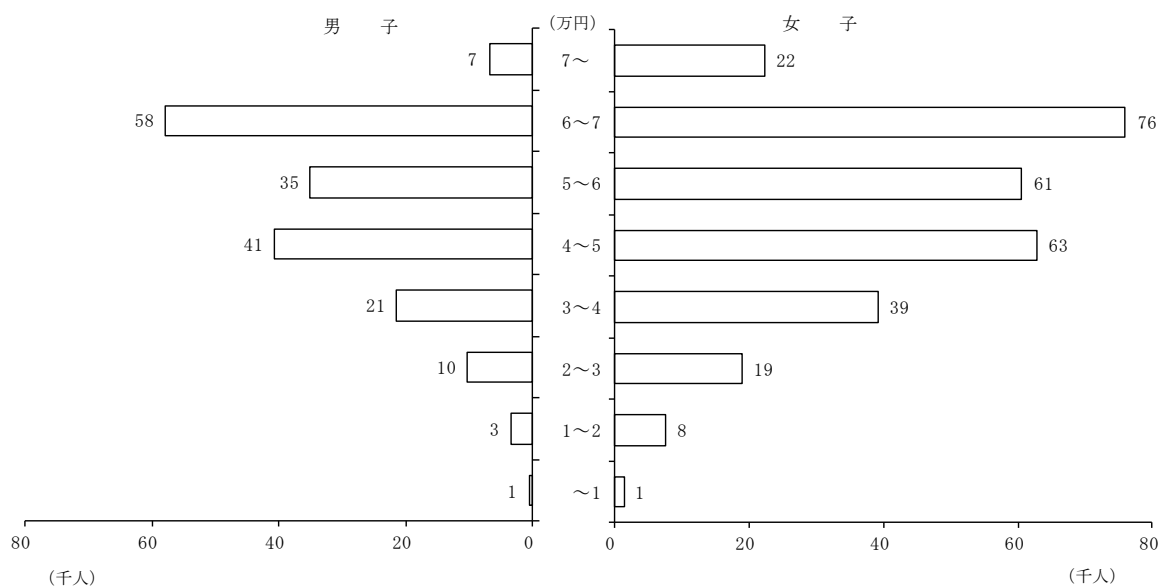


平成24年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表55及び図33である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表55 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成24年度新規裁定）

年金月額	合計		男子		女子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合計	466	100.0	176	100.0	289	100.0
万円以上 万円未満						
～ 1	2	0.5	1	0.4	1	0.5
1 ～ 2	11	2.4	3	1.9	8	2.7
2 ～ 3	29	6.3	10	5.9	19	6.6
3 ～ 4	61	13.0	21	12.2	39	13.6
4 ～ 5	104	22.2	41	23.1	63	21.7
5 ～ 6	96	20.5	35	19.9	61	21.0
6 ～ 7	134	28.7	58	32.8	76	26.3
7 ～	29	6.3	7	3.9	22	7.7
平均年金月額（円）	51,082		51,525		50,812	

図33 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成24年度新規裁定）



(4) 収支状況

国民年金（年金特別会計国民年金勘定）の実質的な収支状況の推移を示したものが表56及び図34である。

平成24年度における収入のうち、保険料収入は1兆6,124億円、国庫負担（一般会計からの受入）は2兆1,938億円となっている。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が3兆8,616億円、実質的な支出総額が4兆3,145億円となっており、その収支差引残は4,529億円の不足となっている。

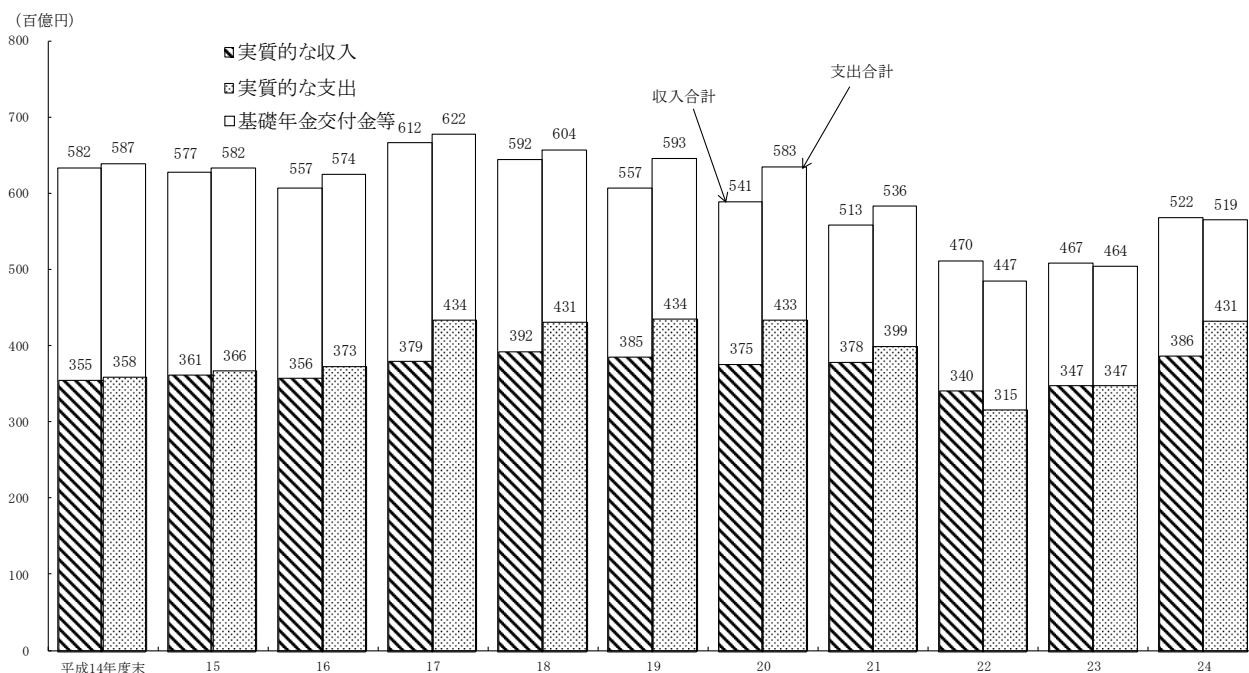
表56 国民年金（年金特別会計国民年金勘定）の実質的な収支状況の推移

(単位：億円)

	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支差引残
		(再掲) 保険料収入	(再掲) 国庫負担		
平成20年度	37,545	17,470	18,558	43,317	△ 5,772
21	37,813	16,950	20,554	39,911	△ 2,098
22	34,010	16,717	16,898	31,498	2,511
23	34,701	15,807	18,660	34,717	△ 15
24	38,616	16,124	21,938	43,145	△ 4,529

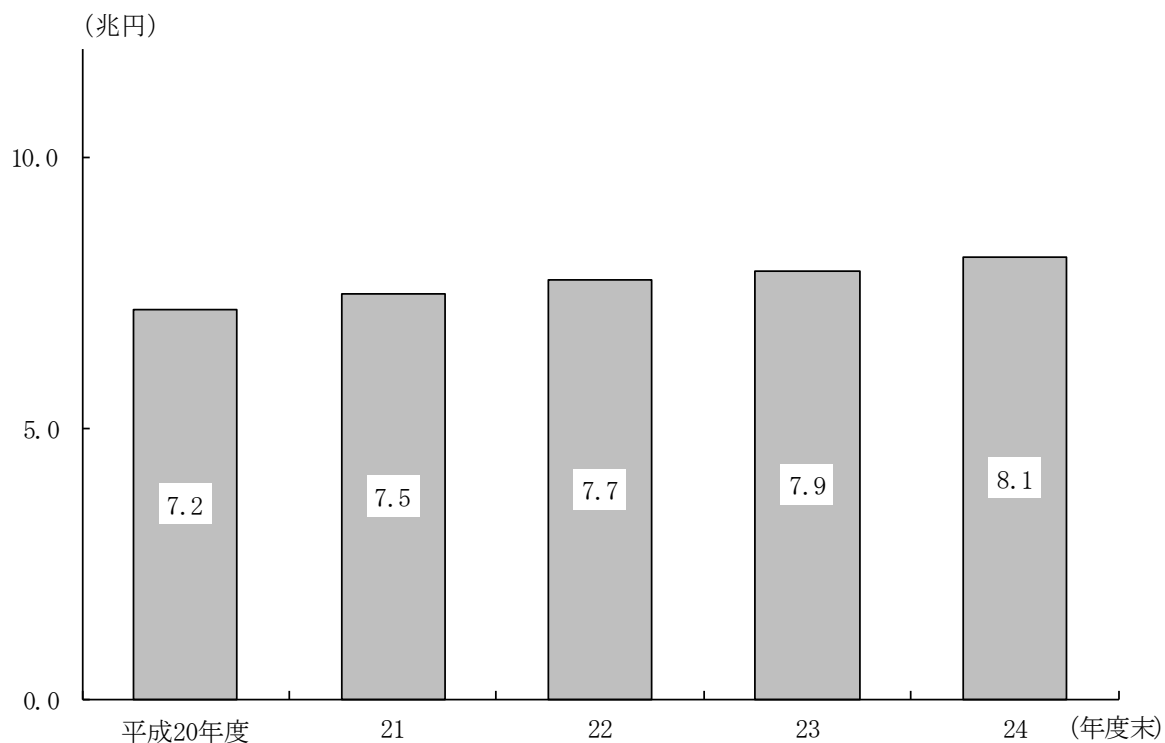
注. 収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

図34 国民年金（年金特別会計国民年金勘定） 収支状況の推移



平成24年度末の時価ベースの国民年金の積立金残高は、8兆1千億円となり、前年度末から2千億円の増加となっている（図35）。

図35 国民年金の積立金の推移（年金特別会計国民年金勘定）（時価ベース）



- 注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人）に寄託して管理運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。
2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、国民年金の実質的な収支状況の当該年度の収支差引残に、年金積立金管理運用独立行政法人における当該年度の損益を加えた額となっている。
3. 年金積立金全体に係る運用実績（収益率）は、平成20年度△7.29%、平成21年度7.48%、平成22年度△0.25%、平成23年度2.15%、平成24年度9.52%である。なお、平成20年度までは、財務省財政融資資金への預託分を含む。
- （出所：「平成24年度 年金積立金運用報告書」）

(5) 基礎年金の給付に要する費用の状況

平成24年度の基礎年金の給付に要する費用の確定額は、20兆6,258億円であり、年金給付の内訳は、基礎年金給付費が18兆3,009億円、みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）が2兆3,248億円となっている（表57）。

表57 基礎年金の給付に要する費用状況の推移

（単位：億円）

	平成15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
費用負担	総額	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258
	（再掲）特別国庫負担分除く	154,692	159,044	164,416	169,862	176,893	184,065	193,998	196,401	197,382	203,015
	国民年金	36,477	37,034	37,107	37,151	36,800	37,242	36,802	36,149	35,194	36,540
	（再掲）特別国庫負担分除く	31,610	32,192	32,276	32,477	32,175	32,486	33,400	32,849	31,961	33,298
	厚生年金保険	106,850	110,314	115,207	119,991	126,842	133,101	140,933	143,640	145,301	149,213
	共済組合等	16,232	16,538	16,933	17,395	17,876	18,477	19,665	19,912	20,119	20,505
	国家公務員共済組合連合会	4,009	4,087	4,190	4,300	4,428	4,613	4,949	5,027	5,122	5,219
	地方公務員共済組合連合会	10,905	11,074	11,300	11,571	11,845	12,170	12,881	12,991	13,047	13,250
	日本私立学校振興・共済事業団	1,319	1,376	1,443	1,524	1,602	1,694	1,835	1,894	1,950	2,035
	農林漁業団体職員共済組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
拠出金単価（月額）（円）	22,239	22,924	22,986	24,626	25,734	27,057	29,212	29,947	30,587	31,301	
年金給付	総額	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258
	基礎年金給付費	110,697	118,093	126,359	134,883	144,597	154,435	164,240	169,658	174,316	183,009
	みなし基礎年金給付費 （基礎年金交付金相当分）	48,862	45,793	42,887	39,653	36,922	34,385	33,160	30,043	26,298	23,248
	国民年金	21,378	19,957	18,583	17,197	15,896	14,766	13,765	12,358	10,855	9,564
	厚生年金保険	21,428	20,145	18,923	17,395	16,241	15,178	15,244	13,864	11,971	10,551
	共済組合等	6,056	5,691	5,381	5,061	4,786	4,442	4,151	3,821	3,472	3,133
	国家公務員共済組合連合会	1,825	1,729	1,638	1,543	1,448	1,344	1,247	1,150	1,049	950
	地方公務員共済組合連合会	4,026	3,770	3,563	3,350	3,181	2,963	2,781	2,559	2,323	2,094
	日本私立学校振興・共済事業団	204	192	180	168	156	135	123	112	100	89
	農林漁業団体職員共済組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注．基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の2分の1は国庫負担となっている。ただし、平成15年度以前は3分の1、平成16年度は3分の1+定額、平成17年度は3分の1+1000分の11+定額、平成18年度は3分の1+1000分の25、平成19年度ならびに平成20年度は3分の1+1000分の32が国庫負担となっている。

平成24年度の拠出金按分率は、国民年金が0.164、厚生年金保険が0.735、共済組合等が0.101となっている（表58）。

表58 基礎年金拠出金算定内訳（平成24年度）

	総計	国民年金	厚生年金保険	共済組合等	国家公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合連合会	日本私立学校振興・共済事業団
基礎年金拠出金(億円)	203,015	33,298	149,213	20,505	5,219	13,250	2,035
拠出金按分率	1.000	0.164	0.735	0.101	0.026	0.065	0.010
拠出金算定対象者数(万人)	5,405	887	3,973	546	139	353	54
（再掲）第3号被保険者数(万人)	969	-	848	121	37	75	9

注1．国民年金の基礎年金拠出金の額は、特別国庫負担分を除いたものである。

2．国民年金の拠出金算定対象者数は、拠出金按分率の算定の基礎となる保険料納付月数を人数換算したものである。

5. 福祉年金

平成24年度末における老齢福祉年金の受給者数は2千人で、前年度末に比べて1千人の減少となっている。年金総額は8億円で、前年度末に比べて5億円の減少となっている（図36、図37）。

図36 老齢福祉年金受給者数の推移

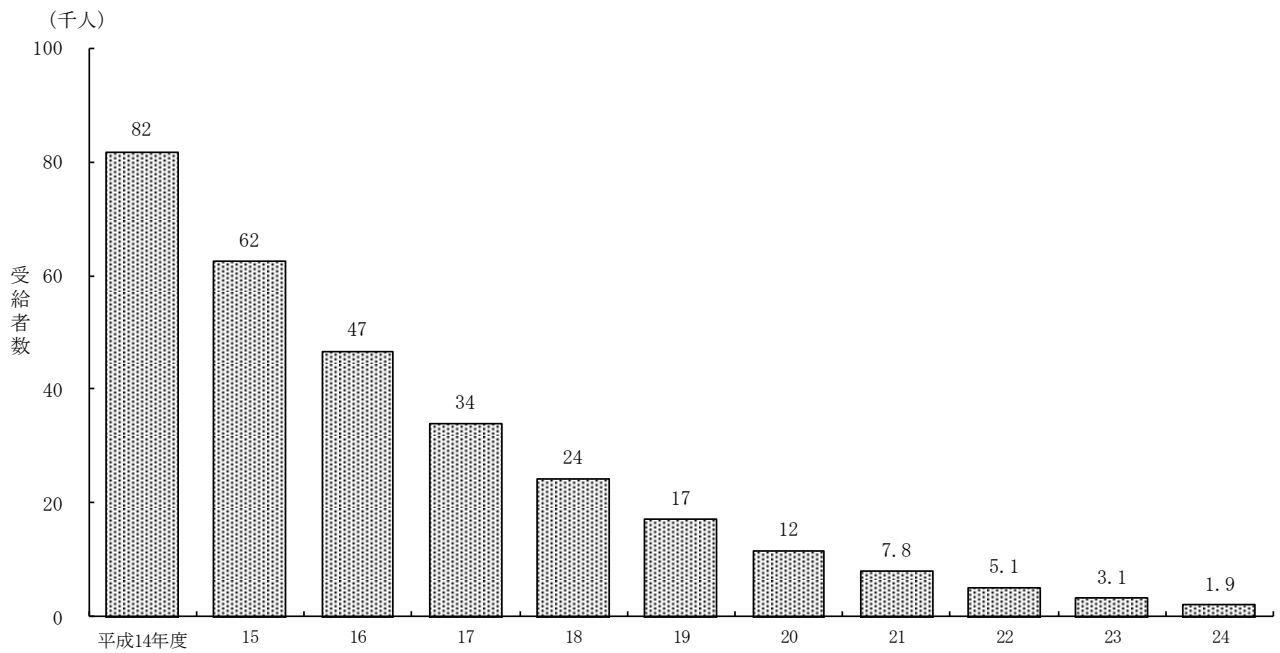
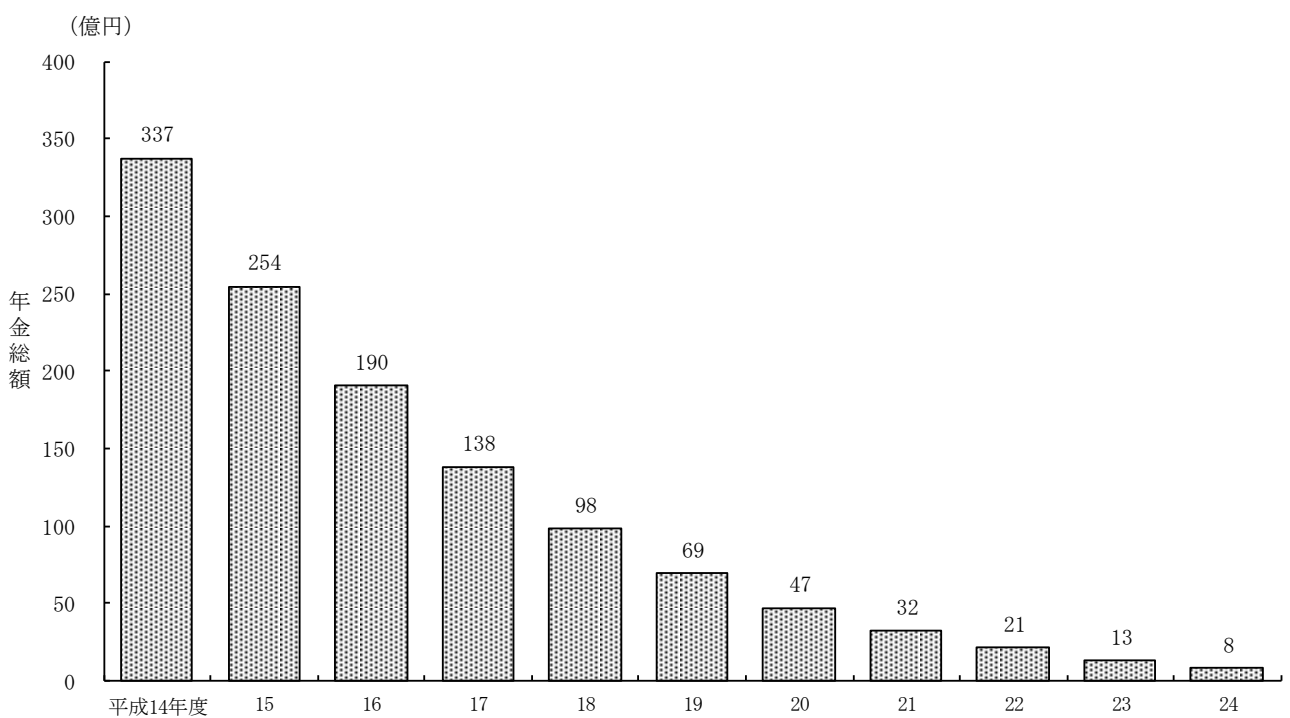


図37 老齢福祉年金受給者年金総額の推移



6. 特別障害給付金

平成24年度末における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が2,252人、2級が6,992人、合計9,244人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が974人、2級が4,033人、合計5,007人となっており、配偶者の特別障害者数は、1級が1,278人、2級が2,959人、合計4,237人となっている。

また、平成17年4月から平成25年3月末までの累積不支給決定件数は、1,210件となっている(表59)。

表59 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況(平成24年度末)

都道府県	特別障害者数											不支給決定件数
	特別障害者数			学生			配偶者			不支給決定件数		
	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級			
全 国	9,244	2,252	6,992	5,007	974	4,033	4,237	1,278	2,959	1,210		
北海道	583	141	442	239	28	211	344	113	231	64		
青森県	95	48	47	47	19	28	48	29	19	18		
岩手県	111	55	56	61	28	33	50	27	23	4		
宮城県	142	31	111	82	14	68	60	17	43	20		
秋田県	85	33	52	47	16	31	38	17	21	7		
山形県	80	29	51	54	18	36	26	11	15	2		
福島県	151	36	115	86	16	70	65	20	45	4		
茨城県	207	57	150	110	22	88	97	35	62	24		
栃木県	110	28	82	52	6	46	58	22	36	11		
群馬県	133	82	51	72	53	19	61	29	32	18		
埼玉県	384	51	333	191	19	172	193	32	161	53		
千葉県	376	103	273	185	44	141	191	59	132	59		
東京都	740	194	546	494	111	383	246	83	163	111		
神奈川県	612	181	431	297	71	226	315	110	205	66		
新潟県	148	31	117	83	15	68	65	16	49	6		
富山県	92	12	80	59	6	53	33	6	27	14		
石川県	90	8	82	53	2	51	37	6	31	6		
福井県	53	6	47	36	2	34	17	4	13	8		
山梨県	72	14	58	55	9	46	17	5	12	9		
長野県	107	22	85	81	15	66	26	7	19	21		
岐阜県	106	27	79	66	13	53	40	14	26	19		
静岡県	227	44	183	127	22	105	100	22	78	29		
愛知県	489	68	421	250	25	225	239	43	196	64		
三重県	117	22	95	61	12	49	56	10	46	13		
滋賀県	61	10	51	36	4	32	25	6	19	16		
京都府	183	28	155	84	5	79	99	23	76	33		
大阪府	647	178	469	268	62	206	379	116	263	42		
兵庫県	420	89	331	187	28	159	233	61	172	72		
奈良県	109	30	79	60	10	50	49	20	29	23		
和歌山県	74	27	47	38	11	27	36	16	20	8		
鳥取県	52	7	45	27	1	26	25	6	19	10		
島根県	78	30	48	57	21	36	21	9	12	7		
岡山県	221	53	168	125	23	102	96	30	66	19		
広島県	318	44	274	208	19	189	110	25	85	51		
山口県	157	67	90	101	40	61	56	27	29	35		
徳島県	71	38	33	42	26	16	29	12	17	9		
香川県	77	12	65	53	7	46	24	5	19	26		
愛媛県	125	21	104	60	5	55	65	16	49	16		
高知県	52	5	47	32	1	31	20	4	16	6		
福岡県	471	79	392	280	35	245	191	44	147	86		
佐賀県	56	16	40	36	6	30	20	10	10	10		
長崎県	130	47	83	71	25	46	59	22	37	10		
熊本県	171	51	120	104	26	78	67	25	42	10		
大分県	128	24	104	59	8	51	69	16	53	28		
宮崎県	100	35	65	45	8	37	55	27	28	10		
鹿児島県	157	25	132	98	10	88	59	15	44	22		
沖縄県	76	13	63	48	7	41	28	6	22	11		

注。「不支給決定件数」は、平成17年4月～平成25年3月末までの累計である。

(参考資料1)

都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額（平成24年度末）

都道府県	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	14,246,450	151,374	27,527,255	54,856
北海道	567,494	142,013	1,239,577	54,167
青森県	119,780	127,400	341,336	50,873
岩手県	145,083	129,029	338,150	54,304
宮城県	237,187	144,530	498,007	53,196
秋田県	127,249	126,764	310,210	52,660
山形県	146,453	127,555	316,350	53,867
福島県	233,961	132,039	474,232	53,512
茨城県	300,714	151,344	649,312	53,357
栃木県	214,271	145,243	441,155	53,455
群馬県	228,190	145,134	462,873	55,105
埼玉県	751,738	162,346	1,431,243	54,118
千葉県	646,456	167,218	1,279,114	54,523
東京都	1,172,212	166,687	2,385,242	54,274
神奈川県	952,008	173,347	1,714,383	55,137
新潟県	326,442	135,248	585,694	55,829
富山県	174,824	142,061	271,656	58,475
石川県	154,751	140,549	260,252	57,610
福井県	121,191	136,405	185,426	57,526
山梨県	86,503	141,808	206,269	53,066
長野県	306,102	140,462	536,659	57,221
岐阜県	251,504	148,367	480,462	56,609
静岡県	506,482	148,930	863,088	56,436
愛知県	826,827	159,843	1,454,967	55,685
三重県	233,745	149,951	425,054	57,110
滋賀県	166,703	154,384	287,004	56,359
京都府	292,696	154,498	573,997	54,142
大阪府	951,150	158,373	1,779,185	53,342
兵庫県	652,427	162,090	1,200,618	55,021
奈良県	152,258	167,064	323,683	54,195
和歌山県	108,175	147,892	256,927	52,587
鳥取県	81,970	130,243	141,044	57,001
島根県	105,947	131,058	189,494	57,489
岡山県	276,663	143,190	450,337	58,249
広島県	385,089	149,657	628,539	57,425
山口県	211,172	148,242	370,268	57,384
徳島県	98,591	130,171	190,421	53,975
香川県	141,662	141,275	237,994	58,382
愛媛県	178,732	138,035	355,434	55,318
高知県	93,633	131,416	199,903	53,748
福岡県	569,098	145,204	1,009,613	54,437
佐賀県	94,686	131,418	194,445	56,413
長崎県	151,265	138,776	335,525	53,651
熊本県	188,600	129,373	429,900	54,935
大宮県	138,388	134,419	292,542	53,654
宮崎県	122,836	125,780	269,347	55,557
鹿児島県	171,033	129,722	406,600	55,276
沖縄県	72,870	129,618	231,743	52,738
その他	9,639	137,053	21,981	29,642

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金は、旧法国民年金老齢年金受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者は、被用者年金が上乘せされている者を含む。

(参考資料2)

国民年金 東日本大震災における被災による申請全額免除状況の推移

天災等により国民年金保険料を納付することが著しく困難である場合は、申請により保険料の納付を全額免除とすることができる。

東日本大震災による被害の大きかった岩手、宮城、福島においては、平成23年度末時点での被災による申請全額免除者数が、その他の都道府県と比べて多くなっている。

平成24年度末での被災による申請全額免除者数は、岩手県及び宮城県については、その他の都道府県と同程度になっている一方、福島県においては、引き続きその他の都道府県と比べて多くなっている。

(年度末現在、単位：人)

都道府県	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	第1号 被保険者数	申請全額 免除者数	(再掲) 被災による申請 全額免除者数	第1号 被保険者数	申請全額 免除者数	(再掲) 被災による申請 全額免除者数	第1号 被保険者数	申請全額 免除者数	(再掲) 被災による申請 全額免除者数
全国	19,037,636	2,214,666	169	18,717,052	2,300,160	24,559	18,343,664	2,394,421	10,580
岩手県	191,927	26,998	2	183,224	27,966	2,280	171,040	26,344	6
宮城県	362,120	48,433	-	355,142	56,314	7,190	334,552	47,492	29
福島県	293,875	40,363	-	285,082	51,060	13,441	270,294	49,295	10,136
その他の都道府県	18,189,714	2,098,872	167	17,893,604	2,164,820	1,648	17,567,778	2,271,290	409

注. 申請による保険料納付の全額免除には、申請から全額免除が決定するまで一定の事務処理期間が必要であることから、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の発生から間もない平成22年度末時点においては、被災による申請全額免除者数が少なかったものと考えられる。